#### 監査結果公表第18-7号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成15年度包括外部監査 結果に基づく第5回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通 知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知の公表について

平成18年9月1日

八尾市監査委員西 浦 昭 夫同北 山 諒 一同大 松 桂 右同田 中 裕 子

記

#### 1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成15年度包括外部 監査結果に基づく第5回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第3回 措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知

平成18年8月28日 企地第71号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話 072-924-3896(直通)

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 71 号 平成18年8月28日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様

同 北山 諒一 様

同 大松 桂右 様

同 田中 裕子 様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月 14日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

- 〇平成14年度包括外部監査について
  - 監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、 委託料及び財政援助に関する財務事務について

- 〇平成15年度包括外部監査について
  - ・監査の対象 補助金の財務事務の執行について
- 〇平成16年度包括外部監査について
  - ・監査の対象 八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について
- 〇平成17年度包括外部監査について
  - ・監査の対象 「公の施設」の管理運営について

- ・ 平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容
- (1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番	号	項  目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
		減価償却資産に関する費用処理 の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。		適正化に向け、市内部において、改善方針を引き続き検討しています。
		退職給与引当金の計上不足につ いて	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引 当金として計上する必要がある。	市内部において改善方針を引き続き検討していま す。	市内部において改善方針を引き続き検討しています。 す。

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限 は、八尾市の職員の制度より引き上げていること になっている状況であり、再検討する必要がある。	再任用については、労使の問題に関わることでもあり、労使間で十分協議の上で解決されていくべきものと考えております。また、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き制度の検討をしています。なお、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも再任用制度を検討しています。	再任用については、労使の問題に関わることでもあり、労使間で十分協議の上で解決されていくべきものと考えております。また、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討をしています。
2	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用 は税抜処理であり、統一されていない。	統一的な処理を行うべく引き続き検討しています。	統一的な処理を行うべく引き続き検討しています。
3	八尾市と清協公社との委託契約 形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。 又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託 料算定に含めることについては、市内部におい て、改善に向けて引き続き検討しています。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。 又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託 料算定に含めることについては、市内部におい て、改善に向けて引き続き検討しています。
4	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正 化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適 正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削 減していく必要がある。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6年間で25人の減員を図っており、委託料の算定についても計画的に削減を図ってまいります。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この5年間で22人の減員を図っており、委託料の算定についても計画的に削減を図ってまいります。
5	清協公社の今後のあり方について て イ)し尿収集業務以外の業務の段 階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、 民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止していますが、職員数の削減に応じて引き続き段階的に廃止を検討してまいります。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも段階的廃止を検討しています。	既に、一部業務委託を廃止していますが、職員数の削減に応じて引き続き段階的に廃止を検討してまいります。

6	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しています。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも縮小スキームを検討しています。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き 続き検討しています。
7	公益法人会計基準(表示に関する 部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を 行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいり ます。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を 行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいり ます。
8	公益法人会計基準(表示に関する 部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を 行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいり ます。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を 行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいり ます。

## (2)財団法人八尾市文化振興事業団[一般会計]について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足につ いて	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、 平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より引当金計上を行うため、関係部局と協議・調整中です。

耆	野号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
	-	文化会館及び生涯学習センター のあり方について	求められる。事業団における、さらなる経常経費 削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設		より指定管理者制度のもとで、施設管理並びに事業実施を行う予定です。指定管理者制度導入の趣旨に沿って経費の縮減と効率的運営を進めて

2	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類	寄附行為·収支計算書·事業報告書·貸借対照表	収支計算書・事業報告書・貸借対照表は既に掲載
		等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」	等はホームページに掲載しました。(措置済み)	しておりましたが、寄附行為等についてもホームペ
		上での情報開示する必要がある。八尾市文化振		一ジに掲載しました。
		興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま		
		更新されていない。		

# (3)財団法人八尾市文化振興事業団[特別会計]について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	1 200 1 200 1 200 1 200 1 200 1	平成18年度より引当金計上を行うため、関係部局 と協議・調整中です。

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化会館及び生涯学習センター のあり方について	生涯学習センターの運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	平成18年4月より文化会館・生涯学習センターともに、(財)八尾市文化振興事業団が指定管理者として施設管理並びに事業実施を行っています。平成18年度には管理運営経費を削減しましたが、今後とも指定管理者として、経費の縮減と効率的運営を進めてまいります。(措置済み)	文化会館・生涯学習センターともに、平成18年4月 より指定管理者制度のもとで、施設管理並びに事 業実施を行う予定です。指定管理者制度導入の 趣旨に沿って経費の縮減と効率的運営を進めて まいります。
2	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	寄附行為・収支計算書・事業報告書・貸借対照表 等はホームページに掲載しました。(措置済み)	収支計算書・事業報告書・貸借対照表は既に掲載 しておりましたが、寄附行為等についてもホームペ ージに掲載しました。

# (4)財団法人八尾体育振興会について(所管課:生涯学習スポーツ課)

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財団法人八尾体育振興会職員互助会に	職員互助会活動につき、議事録・予算書・決算	18年度事業計画、収支予算及び平成17年度	18年度事業計画、収支予算及び平成17年度
	ついて	書の保管、年度開始前の事業計画書・予算書	事業報告、収支決算について、理事会での承	事業報告、収支決算については、互助会の理
		作成、年度終了後の事業報告書・決算書作成	認及び振興会への報告を行いました。来年度	事会の承認のもとに体育振興会の理事会に報
		とそれらの理事会での承認及び振興会への報	以降も、同様の方針で取組んでまいります。(措	告します。
		告が必要である。	置済み)	
2	退職給与引当金の計上について	規定における引当金計上の明文化と引当金の	退職給与引当金の財源を確保するため規定に	退職給与引当金の財源を確保するため規定に
		自己都合退職(普通退職)を前提とした算定へ	基づき計上していますが、平成17年度より自己	基づき計上していますが、引き続き検討を行っ
		の変更	都合退職(普通退職)を前提とした算定への変	てまいります。
			更を行いました。(措置済み)	
3	山本球場駐車場用地の無償貸与について	無償貸与の再検討:振興会への市からの貸与	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実
		の有償化もしくは振興会に適切な管理委託費	施しており、駐車場収入は自主事業の貴重な	施しており、自主事業の貴重な財源となってい
		を支払い、駐車場収入は市の収入とすることの	財源となっていますが、指定管理者制度への	ることから、対策については、慎重に検討してま
		検討が望まれる。	移行に伴い、利用料金化されております。用地	いります。
			については検討の結果、目的外使用許可を継	
			続します。(監査の意見に対し検討を行った結	
			果、市としての判断により対応方針を確定)	
4	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化に	八尾市スポーツ振興基本計画を踏まえ、各施	八尾市スポーツ振興基本計画を踏まえ、また指
		よる費用削減等の検討が必要であり、早期に	設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえな	定管理者制度への移行に伴ない、引き続き検
		今後のあるべき方向性を決定することが望まれ	がら、多角的・体系的な施設整備について、引	討を行ってまいります。
		る。	き続き検討を行ってまいります。	

## (5)財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

킽	番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
	1	緑化協会の今後のあり方について	場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発	化推進への特化を進めることにつき、さらに検討	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。

- ・ 平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容
- (1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理	・評価方法について:補助金の評価につい	補助金の評価方法については、行政評価を活用し	補助金の評価方法については、今後十分検討して
		手法(PDCAサ	て、所管課により毎年実施する第1次評価、	必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。	まいります。
		イクルの活用)	第2次評価:内部の評価機関により3年に1		
			回実施する第 2 次評価、第三者評価委員会		
			により3年に1回実施する第3次評価を実施		
			することが望まれる。		
2			・評価結果の公表:評価結果については八		
			尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任		
			を果たすことが望まれる。		
3			補助対象者の見直し:評価結果によっては	市民が自主的、自発的に活動を行なうような公募制	補助金によっては、その対象者を広く公募する方が
			補助対象者を見直す必要があるが補助対象	に馴染む補助金については、公募の手法を導入い	より効率的・効果的な事業執行になると考えられる
			者を公募(プレゼンテーション)により決定す	たしたところです。	場合は、検討していく必要があり、一部の補助金に
			る手法に拠るべきか有効性の観点から検討	(措置済み)	おいて公募の手法を導入いたしたところでありま
			することを期待する。		す。

#### (2)各補助金について

#### 八尾河内音頭まつり振興会補助金

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助率の見直	平成 14 年度の八尾河内音頭まつり収支	平成 17 年度の収支決算において、歳入の増と歳	平成17年度の収支決算については、確定作業中で
		しが必要	決算報告書によると収入 26,034 千円のうち、	出の減により補助金の額を200万円縮減し、改善を	ありますが、今後も引き続き 1/2 以下になるように
			補助金が 16,000 千円であり、収入に対する	図りました。(監査の意見に対し検討を行った結果、	取り組んでまいります。
			割合は61.4%である。八尾市「補助金等交付	市としての判断により、対応方針を確定)	
			基準」によると「補助率にあっては原則 2 分		
			の1以下とし、これを上回る補助率について		
			は、縮減する」とある。補助率が高いことの妥		
			当性(補助の必要性)について、さらに検討さ		
			れることが望まれる。		

## 自治振興委員会補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	(措置済み)	平成 16 年度に要綱の全面改正を行い、平成17年
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		度分の補助金から適用いたしました。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		
2		補助対象事業	補助対象事業と受託契約内容の区分が不	(措置済み)	平成 17 年度から、補助金部分と受託金部分につい
		と受託契約内	明確である。補助対象事業と受託契約内容		ては、自治振興委員会の予算及びその執行におい
		容の区分が不	を明確に区分することが望まれる。		て、歳入・歳出ともに明確に区分しました。
		明確			
3		事務局が八尾	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自
		市庁内にある	自治推進課内にあり、自治推進課職員が業	治振興委員会の自立性を今後より高める必要性が	治振興委員会の自立性を今後より高める必要性が
		団体への補助	務時間内で八尾市自治振興委員会事務局と	あると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含	あると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含
			しての業務を行っている。八尾市自治振興委	めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内	めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内
			員会への補助金は実際に交付されている金	容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、	容の改正を行いました。
			額に加えて兼務職員の人件費分がある、と	引き続き検討を行ってまいります。	
			いうことを認識し、当該人件費分を含めた補		
			助の効果がどの程度のものであるかについ		
			て評価を行う必要がある。		

#### 八尾市民自治研究所補助金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	事務局が八尾	研究所の事務局は八尾市企画調整部地域	今年度より八尾市民自治研究所補助金については	検討した結果、平成18年度から予算計上を行わな
		市庁内にある	経営室内にあり、地域経営室職員が業務時	予算計上を行っておりません。	いこととしました。また、研究所事務については、自
		団体への補助	間内で研究所事務局としての業務を行って	また、平成18年6月30日をもって、八尾市民自治	主運営に向け運営委員会で検討されているところで
			いる。研究所への補助金は実際に交付され	研究所補助金交付要綱を廃止しました。	あります。
			ている金額に加えて兼務職員の人件費分が	(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての	
			ある、ということを認識し、当該人件費分を含	判断により、対応方針を確定)	
			めた補助の効果がどの程度のものであるか		
			について評価を行う必要がある。しかし、研		
			究所の事務については、自主運営することを		
			検討することが望まれる。		

#### 八尾市人権協会運営費補助金

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	収支決算書に	協会では八尾市からの事業受託金(人権啓	平成16年11月に八尾市人権協会運営費助成金	協会事業費における、市からの事業委託金等収入
		おける支出明	発関係業務等の受託料)の収入を計上して	交付要綱を改正し、助成金の精算規定を設け、適	充当部分の明細化については平成16年度決算よ
		細の区分把	いるが、予算書、決算書における支出明細	正な処理を行いました。	りその実現を図っています。
		握、補助金未	は、これらの収入を財源とした支出も含まれ	繰越金(補助金未使用分)については、平成 17 年	一方、補助金未使用部分の返還についても、その
		使用分の返還	ている。したがって、補助対象経費分が把握	度中に返還を受けました。(措置済み)	内容を十分精査し、17年度中に返還を受ける予定
			できない。収支決算書における支出明細は、		です。
			受託料と補助金に対応した分を各々区分す		
			ることが望ましい。区分することで、補助金未		
			使用による要返還分を把握することができ		
			る。補助金未使用分は返還することが望ま		
			れる。		

#### 財団法人八尾市国際交流センター補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助対象の検討	セミナー等の参加者収入確保対策を採用	(措置済み)	コスト意識を徹底化し、事業に要する正確な費用を
			する等、収入の増加対策と運営の効率化		把握するため、事業別に人件費について明細を作
			によるコスト削減に努めることが望まれる。		成し、制度化を図りました。
			その一つとして、事業に要する正確な費用		
			を把握するために、人件費についても事業		
			別に配分することが必要である。		

2	補助効果の測定	当財団法人に対する運営費補助を行うこと	研修会・学習会等の参加者に対するアンケートに	平成18年度から指標の数値化として、事業・催し
		による効果が指標数値化することなどによ	よる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証	への新規参加者数を設定することと、参加者に対
		り把握されていない。当財団法人開催の研	するための仕組みとして、市と国際交流センターで	するアンケート実施を行ってまいります。
		修会・学習会等の参加者数の把握のみな	事業内容や補助金額について定期的に検証する	また、引き続き指標の改善に努めるとともに、補
		らず、国際理解についての市民や研修会	場を設けることとしました。	助効果を測定することで効果を把握し、その結果
		参加者に対するアンケート等による指標数		に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検
		値化などを検討すべきである。今後は、数		討していくこととしました。
		値指標を設定後、その指標を測定すること		
		で効果を把握し、その結果に応じて当補助		
		の事業内容や補助金額を随時検討するこ		
		とが望まれる。		

# 八尾市職員自主研究グループ助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	補助金交付要約	■ 補助金交付要綱において、「適正化法」及	18年度より、補助制度を廃止しました。	平成17年11月に過去5年間の登録グループを
		の不備	び「適正化法施行令」と照らして不備のある	(監査の意見に対し検討を行った結果、市として	対象にアンケート調査を実施しました。データを集約
			項目につき、補助金交付要綱を改正する必	の判断により、対応方針を確定)	後、今後の自主研究グループ育成の支援策につい
			要がある。		て検討を加えてまいりました。
					その結果、自主研究グループは、業務時間外に
					職員の自らの時間と労力を使い、市政に関すること
					を情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」
					のもとに成り立っているものであります。
					それら発意する職員集団を育成、支援すること
					で、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨
					であることを再確認しました。
					その目的を達成するにあたり、今後の育成の手
					法検討を行った結果、現要綱による運営を今年度
					限りとし、補助金制度をH18年度より廃止すること
					を検討し、今後は補助金制度を含まない、自主研究
					グループの育成・支援を進めてまいります。

研究グループの	研究グループの活動内容は人事課職員課
参加者募集方法	ニュース「いきいき職員通信」(八尾市職員
の検討	を対象に配布)において開示され、当ニュー
	ス閲覧によりグループの研究内容が把握で
	き、希望者は参加することが可能である。し
	かし、「いきいき職員通信」以外にはグルー
	プ活動内容を開示していないため、市職員
	以外の者が当グループの存在を知ることが
	できない。したがって、市職員以外の者が
	グループに加入する機会は市職員からの
	情報入手しかなく、市職員の関係者が参加
	しているのが実態である。参加者の多様化
	によりさらなる研究内容・資質の向上をめざ
	し、研究成果を施策に反映させるためには
	「いきいき職員通信」だけでなく、他の広報
	手段にも拠ることが望ましい。そのために
	はまず、「市政だより」にも掲載し、さらに積
	極的な市民の参加も求めたほうがよいと考
	える。

職員課 18年度より、補助制度を廃止しました。(監査の意 市職員 見に対し検討を行った結果、市としての判断により、 当ニュー 対応方針を右記のとおり確定) 平成17年11月に過去5年間の登録グループを対象にアンケート調査を実施しました。データを集約後、今後の自主研究グループ育成の支援策について検討を加えてまいりました。

その結果、自主研究グループは、業務時間外に 職員の自らの時間と労力を使い、市政に関すること を情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」 のもとに成り立っているものであります。

それら発意する職員集団を育成、支援することで、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨であることを再確認しました。

その趣旨をふまえ、全登録グループを対象に市 民に参加を公募する制度の構築について検討を加 えてきましたが、「市民が参加できる研究グループ サービス」を提供するという行政サービスにおいて 公募制度の確立と、広域的な広報は必須でありま すが、業務時間外に自主的な活動を目的とした自 主研究グループ全てについて、必要であるかについ ては、研究テーマの内容が市民の皆様方とともに、 研究する必要性があるかを、各自主研究グループ に判断させてまいります。

すでに市民の皆様方とともに研究を進めているグループもあり、今後構成員の公募が必要なグループのみ、個別に広報の支援を行うことといたします。

3	八尾市施策と補	毎年度末後、各研究グループは自主研究	18年度より、補助制度を廃止しました。(監査の	平成17年11月に過去5年間の登録グループを
	助効果との明確	活動成果報告書を職員長に提出している。	意見に対し検討を行った結果、市としての判断によ	対象にアンケート調査を実施しました。データを集約
	化	自主研究活動成果報告書では、研究活動	り、対応方針を右記のとおり確定)	後、今後の自主研究グループ育成の支援策につい
		内容や、市政への影響内容、活動目標達		て検討を加えてまいりました。
		成度を記載している。当該補助は、研究の		その結果、自主研究グループは、業務時間外に
		成果を事業に反映するなど市政の発展に		職員の自らの時間と労力を使い、市政に関すること
		資することを目的としており、活動成果報告		を情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」
		書においても施策との関係について記載		のもとに成り立っているものであります。
		し、さらに市政に対する提案も求めたほうが		それら発意する職員集団を育成、支援すること
		よいと考える。		で、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨
		一方、活動目標は各研究グループが補助		であることを再確認しました。
		交付申請時に設定しており、自主研究活動		その目的を達成するにあたり、今後の育成の手
		成果報告書において活動目標達成度がパ		法の検討を行った結果、現要綱による運営を今年
		ーセントで記載されている。この目標が八		度限りとし、補助金制度をH18年度より廃止するこ
		尾市政のどの部分にどの程度寄与してい		とを検討し、今後は補助金制度を含まない、自主研
		るか、貢献度を評価させるなど、施策との		究グループの育成・支援を進めてまいります。
		関連性やコスト意識を喚起する工夫が必要		
		である。		
		また、当補助金の目的の一つとして、「研究		
		の成果を施策に反映させるなど市政の発		
		展に資する」が挙げられるが、「市政発展に		
		資する」活動とは何か、明確に活動を規定		
		しておくことも必要があると思われる。		
		しておくことも必要があると思われる。		

# 献血推進協議会補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	(措置済み)	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		化法施行令」に照らして、八尾市献血推進協議会助
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		成金交付要綱を改正しました。
			がある。		

## 社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉	現在までの経過等を充分に勘案し、遺族会でできる	事務局業務のあり方については、現在までの経過
		会:事務局業	部福祉政策室に置かれており、会の事務局	事務処理については、暫時移行していくものとし、そ	等十分勘案した上で今後も検討を進めてまいりま
		務について	業務を福祉政策室担当者が実施している。	の過程で必要とされる情報やノウハウについては積	す。
			会の活動は自主財源で実施すべきことと併	極的に提供してまいります。	
			せて、会の事務も自らが実施すべきである。		
2	1	大阪府患者同	大阪府患者同盟規約によると、当該組織は、第二	活動の実績報告書により、八尾市在住者の参加確	17年度の文化活動についての実績報告書によると
		盟(文化活動	種社会福祉事業団体で、全大阪の総ての自主的	認はできており補助目的は達成されていると判断し	参加者総数65人のうち、八尾市在住者は4人とな
		助成):補助金	な患者団体、回復者団体によって組織され、患者	ております。今後も、この改善内容により、補助金の	っています。
		の有効性の確	支援の各種活動を実施している。	支給判断をしてまいります。(措置済み)	八尾市在住者が参加しており、長期入院患者にとっ
		認	八尾市は、同団体が文化活動として年に一度実施	ZAMATIANCE COMP JOST ON CHEENTEN	てのこの活動は、八尾市社会福祉関係団体育成事
		μισ	する「囲碁将棋大会」に対して補助しているもので		業補助金交付要綱第6条の規定を満たしていると
			ある。平成14年度囲碁将棋大会決算書によると、		判断いたします。
			大会の収入は賛助金540千円、参加者負担金210		今後も実績報告書を入手することによりその状況を
			十円(一人当たり2千円)、合計750千円で、会場費、賞品代、昼食代等の費用が賄われている。参		
			賃、負品11、全長11、寺の賃用が開われている。多     加者は105名となっている。		把握し補助金交付の判断を行ってまいります。
			加雪は 100 石となりている。   囲碁将棋大会が文化活動に当たるか、また大会		
			開催が患者の総意であるかについては疑問なしと		
			は言えないが、長期入院患者にとって、このような		
			活動が必要であることは認められる。また、八尾市		
			の補助金は 10 千円と少額であるが、大阪府及び		
			府内の市町村から補助金を受入れその合計額が		
			540 千円となっているのであろうから、10 千円と少		
			額であるからやめても良いとは一概に言えない。		
			補助交付事務における現在の問題点は、補助目		
			的が達成されていることを八尾市が確認していな		
			いことにある。決算書は協議会が入手し保管して		
			いるに留まり、八尾市はそれを入手・閲覧していな		
			い。市の補助決定要因は、八尾市在住者が大会		
			に参加していることにあると思われる。また、過度		
			な賞品や食事の提供がなく適正に大会が実行されているかの確認も必要である。		
			れているかの確認も必要である。   今後は、大会の実績報告書を入手し、さらにその		
			う後は、人会の美韻報音音を入すし、さらにての   内容の説明を求めるとともに、八尾市在住者の参		
			内谷の説明を求めるとともに、八尾巾在任有の参		
			加入数を記録することにより、八尾巾の補助目的   が達成されているか否かを確認し、その上で、定		
			期的に補助金の必要性の判断をすべきである。		

3	全般的意見:	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議
	補助金支出に	されているが、協議会の事業報告書には当	会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極	会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極
	関する開示	該事業のことが記載されていない。また、八	的な開示に向けて検討を行っています。	的な開示に向けて検討を行っています。
		尾市が協議会に対して補助していることにつ		
		いては「協議会への補助」としてまとめて予		
		算書や決算書に記載されているが、その中		
		に福祉団体への補助があることがどこにも		
		現れていない。このように、協議会を通じるこ		
		とによって、このような助成事業を行っている		
		こと及び助成金の最終交付先が隠れてしま		
		っている。正しい情報の開示の観点から、八		
		尾市か協議会のどちらかで適切に開示する		
		ことが必要である。		

## 高齢者等住宅改造費助成金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正するため、改正作業を進
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		めております。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

#### 簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	障害者自立支援法における施設体系の変更を受	障害者自立支援法における施設の位置付けが不明
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	け、府の補助金交付要綱が改正される予定です	確なため、府の補助金交付要綱の改正が遅れてい
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要	が、未だ補助金の考え方等が示されておりません。	ます。府の要綱改正に合わせて、本件要綱も改正
			がある。	府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。	する予定です。

			<b>– 14 –</b>	
2	収支決算書の	要綱第8条において実績報告の手続が規定され、	1)については、要綱の改正時に変更する予定で	1)については、要綱の改正時に変更する予定で
	内容不備	事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況	す。	す。
		報告書の提出を求めている。しかし、提出を受け	2)3)4)については既に措置を講じました。	2)3)4)については既に措置を講じました。
		た歳入歳出決算書について、次のとおり 4 点の不	とうのううだとうなどにおしている。	とうのグラグについては必然では固定と時であるだ。
		備が見られた。		
		1)歳入歳出決算書に該当する書類について「収支		
		決算書」との標題になっている。実態に合わせて		
		要綱第8条を「収支決算書」と変更することが望ま		
		れる。		
		2) 収支決算書において補助金収入分に対応する		
		支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応す		
		る支出とを区分していないため、補助金収入分に		
		対応した支出内容や収支差額を把握できない。区		
		分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度か		
		らは区分して作成している。		
		3)平成 14 年度上半期の各授産所から提出された		
		収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金		
		額欄の横の摘要欄に使途の記入がないものが 14		
		の授産所で認められた。年度末の収支決算書に		
		は摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決		
		算書上においても記載するよう指導する必要があ		
		る。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には		
		摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説		
		明がなかったことによるものと推測される。要綱上		
		の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきもの		
		についての説明文を加えることが望ましい。なお、		
		平成 15 年度からは記入を求めている、とのことで		
		ある。		
		4)「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘		
		した事項が生じた原因としては、授産所から提出さ		
		れる収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃		
		金額が含まれて記載されていたためと考えられ		
		る。今後は、授産所から提出される収支決算書の		
		「使用料及び賃借料」の科目については、運営補		
		助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記		
		入し、運営補助金の算定経緯が明確となるように		
		することが必要である。		

			- 15 -	
3	退職積立金 <i>0</i> 算定方法明确	記)には「指導員の人件費」との記載があるのみ	要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。	要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。
	化	で、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、 退職積立金支出を補助対象とすることは認めてい る、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の	退職積立金に関するモデル規定については、要綱 改定時に作成する予定です。	退職積立金に関するモデル規定については、要綱 改定時に作成する予定です。
		一部として補助対象経費とすることは肯定できる ので、そのことを要綱上で明確にすべきである。		
		なお、退職積立金の金額計算根拠については、八		
		尾市担当者は把握していない。また、各授産所に おける退職金制度の有無も確かめていない。実態		
		は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計 算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、		
		とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職 金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適		
		切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要があ		
	1+ B A +T = 5	る。		
4	補助金額の見   直し	費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授	│ 府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も │ 改正する予定です。	│ 府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も │ │ 改正する予定です。
		産所等通所者の人数から算定した金額のうちいず れか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記よ		
		り)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、		
		重度障害者は77千円、最重度障害者は88千円と		
		して、計算している。 対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等		
		の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少		
		ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大阪府要綱第3条より)。		
		したがって、利用人員が多い授産所であるほど、 大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合		
		が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八		
		尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定		
		(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さ らに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以		
		上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金		
		額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通		
		所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。		
		八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備する ためにも、10 人以上の授産所については社会福		
		祉法人へ移行させることを促進している。小規模 授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活		
		用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要があ		
		に一定の工限額を設けることを検討する必要がある。 る。		

5	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が 規定されているものの、各書類の様式例は規定さ れていない。当補助金は大阪府の補助金交付要 綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金 交付要綱における様式例を利用していたとのこと である。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱に おいても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期・」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期・」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

# 簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	る予定です。	る予定です。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		
2		施設、設備整	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す
		備補助金を規	の要綱第 6 条(4)には、「施設、設備整備費	る予定です。	る予定です。
		定する要綱の	補助金」が規定されている。しかし、「施設、		
		妥当性	設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所		
			授産所整備費補助金のうちの一部の補助金		
			である。		
			施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等		
			の施設に係るものを補助対象とし、設備購入		
			費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者		
			通所授産事業運営補助金交付要綱ではな		
			く、整備費補助金交付要綱で規定すべきで		
			ある。		

3	収支予算書へ	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補	<b>亜細改正時に修正を図る予定です</b>	要綱改正時に修正を図る予定です。
3	の名称変更	助対象事業者に提出を求める書類が規定さ	安神以正時に修正を囚る?たてす。	女們以上時に修工で囚る了たです。
	の石林変更			
		れ(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上に		
		おける書類様式では標題が「改築費補助金		
		収支予算書」となっている。「収支予算書」と		
		要綱上の規定を改正することが望まれる。		
4	土地の登記簿	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
	謄本及び使用	助対象事業者へ提出を求める書類が規定さ		
	承諾書につい	れ(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」		
	て	とあるが、賃借している物件を整備する場合		
		は登記簿までも提出を求める必要はなく、使		
		用承諾書のみで足りる。実態においても使用		
		承諾書のみの入手を実施している。要綱を		
		「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」では		
		なく、「自己所有の土地の場合は土地の登記		
		簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」と		
		する必要がある。		
5	書類様式の要	建築費・改築費等補助金について補助金交	要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
		付申請書等の書類様式を整備費補助金交		
		付要綱で制定しているが、施設、設備整備補		
		助金に関する補助金交付申請書等の書類		
		様式は制定しておらず、建設費・改築費等補		
		助金の様式を準用している。早急に規定す		
		ることが必要である。		
6	概算払の理由	整備費補助金交付要綱にて概算払による補		
	未記載	助金の支払いを認めている(整備費補助金	X	SWIND TO THE TOTAL OF THE TOTAL
	八元共	文付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付		
		申請書において、概算払を求める理由の提		
		出を求めていない。概算払による補助金支		
		払いは例外的な内容であり、概算払を行う際		
		仏いは例が的な内谷であり、似身仏を打り除   にはそれを例外的に認めた理由を記載でき		
		るように交付申請書に記載欄を設けることが		
		望ましい。		

# 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において「適正化法」及び	自立支援法の施行により3障害一体となったサービ	本要綱の単価改正が予定されているため、その改
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	ス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事	正と併せて、改正する予定です。
			目につき補助金交付要綱を改正する必要が	業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃	
			ある。	止と併せて当要綱も廃止する予定です。	

#### 知的障害者授産施設分場(通所)運営費補助金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	(措置済み)	八尾市補助金交付規則に沿った改正を行いまし
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		た。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

#### 精神障害者共同作業所運営事業費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	障害福祉課	検査の未実施	家賃補助以外の補助対象経費の内容につ	平成 17 年度より当補助金対象授産施設はありませ	平成 17 年 3 月に検査を実施いたしました。現在、当
			いては、八尾市の担当者は収支決算書の入	んが、今後対象施設が新設された場合はご指摘の	補助金の対象となっている授産施設については、平
			手により概括的に把握しているのみであり、	内容を踏まえ、適切な検査を実施いたします。(措	成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補
			検査を実施していない。補助金額は補助対	置済み)	助金対象授産施設は該当なしとなります。
			象経費(A)と4月及び10月の平均利用者数		
			による施設のランク別の金額(B)とのうち少		
			ない方の金額となるが、通常(B)の方が少		
			額となっていると考えられているが、(B)の		
			方が低額であることを確かめるためにも、補		
			助対象経費の検査は必要である。具体的に		
			は、各施設へ帳簿、証憑閲覧による検査を		
			年 1 回程度実施し、その記録を残す必要が		
			ある。		
3		補助金額の見	大阪府の補助金要綱が改正され、平成17年	現在、当補助金の対象となっている授産施設につ	現在、当補助金の対象となっている授産施設につ
		直し	度からは新要綱が適用され 10 人以上は一	いては、平成 17 年度より小規模授産施設に移行し	いては、平成 17 年度より小規模授産施設に移行し
			定の基準額となるため、10 人以上の授産所	ており当補助金対象授産施設は該当なしとなりま	ており当補助金対象授産施設は該当なしとなりま
			は補助金額が実質的に減額となり、八尾市	す。	す。
			補助金額の負担割合が高くなる。これによ	補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授	補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授
			り、利用人員が多い作業所であるほど、大阪	産場については、まずそのあり方から検討すべきと	産場については、まずそのあり方から検討すべきと
			府補助金額の八尾市補助金額に対する割	考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合	考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合
			合が低くなり、八尾市単独負担が増える。	的な判断のもと検討してまいります。	的な判断のもと検討してまいります。
			八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備		
			するためにも、10 人以上の授産所について		
			は社会福祉法人へ移行させることを促進して		
			おり、小規模授産施設移行支援助成金の更		
			なる活用が期待される。これらに対処するた		
			め、当補助金額に一定の上限額を設けるこ		
			とを検討する必要がある。		

## 小規模授産施設移行支援助成金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け	17年度中に八尾市補助金交付規則に沿った改正を
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	作業中です。	図る予定です。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

## 八尾市高齢クラブ活動助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正するため、改正作業を進
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		めております。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		
2		連合会に対す	(A)補助対象	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しており
		る補助規定の	運営要綱には、連合会のどの事業に対して		ます。
		未整備	補助するのかの規定がないため、補助対象		
			事業が明確になっておらず、実質は運営費		
			補助となっている。要綱に、補助対象事業及		
			び補助対象経費を明確に規定しておく必要		
			がある。		
			(B)実績報告		
			運営要綱には高齢クラブの活動報告書及び		
			収支決算報告書を求める規定はあるが、連		
			合会の活動報告書及び収支決算報告書を		
			求める規定がない。現状では、翌年度の補		
			助金申請時(5 月末まで)に、連合会一般会		
			計の事業報告書及び収支決算書を添付資		
			料として提出を求めている。一般会計全体の		
			決算書は重要ではあるが、全体決算書には		
			他の補助金や他の収入に対応する活動内		
			容及び事業費も含まれているため、当該補		
			助金収入に対する支出内容が明確ではな		
			い。したがって、運営要綱において、当該補		
			助金に対応する活動内容と事業費を明確に		
			区分した活動報告書及び収支報告書の提出		
			を規定し、これらを入手したうえ、補助金が運		
			営要綱の趣旨に則り活用されているかを確		
			認する必要がある。		

## 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しており
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		ます。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		
3		連合会の基盤	現在、高齢クラブへの助成事務(申請受付、	自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を	会計事務については、17 年度から連合会事務局に
		強化について	交付事務及び報告書の取りまとめ等)及び	創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。	一部移管をしたところです。
		(連合会全体に	連合会の決算書作成、総会事務等多くの事	事務局事務についてはその大半を連合会でおこな	また自主財源の確保については、友愛福祉活動募
		対する意見)	務を高齢福祉課で行っている。	ってもらうこととしましたが、一部事務について引き	金を創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。
			連合会においても、専任・専従職員体制を確	続き調整を行っています。	その他ご指摘のことは、団体と引き続き協議をしま
			立し、事務局業務を順次受入れていくことが		す。
			必要である。		
			また、連合会は、高齢クラブからの直接の会		
			費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対す		
			る活動助成金の一部(総額 1,638 千円)を会		
			費見合いとして収入しているほか、収入の大		
			部分を助成金に頼っている。連合会活動の		
			活性化のためには、財源確保が重要であ		
			り、自主活動の基盤として自主財源確保の		
			方策が検討されるべきと考える。		

## 高年齡者労働能力活用事業費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要		現在引き続き検討中です。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しており
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		ます。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

		T	I	
2	補助金額の見	社団法人の公益事業は、会員からの会費収	ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改	ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改
	直し	入及び法人の目的に反しない範囲で実施さ	善指導しますとともに、補助金のあり方について現	善指導しますとともに、補助金のあり方について協
		れる収益事業の収益によって賄うのが基本	在引き続き協議を行っております。	議してまいります。
		である。自らの努力した後になお資金が不足		
		する場合に補助金その他外部からの資金に		
		頼るべきものである。シルバー人材センター		
		の安定した運営のためには、支払準備のた		
		めの現金預金や正味財産の保有は必要で		
		あることは認める。したがって、必要資金等		
		を合理的に見積り、その金額まで保有できれ		
		ば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足		
		部分についてのみ運営費補助とすべきと考		
		える。		
		今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は		
		人件費全額の補助ではなく、収支不足額を		
		補助することで足りる。補助額の見直しが必		
		要である。		

## 高齢者ふれあい入浴事業補助金

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交	付要綱	補助金交付要綱において、「適正化法」及	平成18年4月1日付で要綱改正済みです。(措置	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しており
		の不備		び「適正化法施行令」と照らして不備のある	済み)	ます。
				項目につき、補助金交付要綱を改正する必		
				要がある。		
2		事業の見	直しが	当該事業は「ぬくもりとやさしさのある地域	(措置済み)	高齢者の生きがい施策としては、60歳または 65歳
		必要		社会づくり推進事業の一環」としているが、		以上を対象と考えておりますが、無料入浴の対象者
				高齢者がひとりであるいは家族と一緒に浴		の年齢を 60 歳または 65 歳以上にすることは、団体
				場に入浴することのみでは地域とのふれあ		と協議した結果、市だけでなく浴場組合側の負担増
				いが十分ではなく、この目的の事業として		となるため、現段階では実施は困難です。
				は相応しいとは言い難い。目的にふさわし		ふれあいの湯事業は実施浴場数を順次増やし 17
				い事業とするためには、浴場の場所を利用		年度は 12 ヵ所で 9 月に実施いたしました。
				して、地域とのふれあいを図る工夫が必要		17 年度はモデル実施の最終年であり、18 年度から
				である。また、現在、対象者を70歳以上とし		全浴場で実施する方向で組合と協議しましたが、18
				ているが、60 歳以上又は 65 歳以上とすべ		年度については 20 浴場で実施することで協議が整
				きではないかと考える。		い、19 年度から全浴場で本格実施する予定です。
				高齢福祉課においても、もっと効果的な事		
				業の実施が必要との認識から、平成 15 年		
				度に新たな事業を 4 浴場(各浴場先着 40		
				名)において実験的に実施したが目的に沿		
				った適切な事業であると賛同できる。今後		
				は、このような事業に切り替えていくことが		
				望まれる。		

			- 22 <b>-</b>	
3	補助金額の見直	現在実施している一定日の高齢者の入浴に対し	平成18年度より入浴時利用者名簿に利用者が記	事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割も
	L	ての補助を継続するのであれば、補助金額の見	入するよう浴場に協力を求めました。補助金の交付	ありましたが、ご指摘のことについては、これまで数
		直しが必要であると考える。現在の方式には次	は、事業終了後に実績払いとすることとしました。	回浴場組合と協議を行っておりますが、合意に至っ
1		の2つの問題点がある。	(措置済み)	ておりません。今後は、庁内関係課と調整を行うとと
		(A)定額補助であり、浴場への運営費補助要素		もに引き続き浴場組合と協議しながら適正な補助金
1		が強い		
		補助金算定における入浴予定者数は 1 回 1,400		執行に努めてまいります。
		人(50 人×28 浴場)であるが、入浴実績数はす		なお、浴場別利用者実績については、指摘を受けた
		べての月で予定人数を下回っている。実績の月		後、浴場別、月別に利用人数の報告を求めておりま
		平均入浴者数は 1,070 人で予定の 76.4%であ		す。
		る。このため、入浴者一人当たり補助金は予定		
		では180円であるが、実績においては235円にも		
		なっている。		
		実績による補助金の減額は行わず当初予定ど		
		おりの金額を交付しているのは、当該補助事業		
		は個人給付的事業ではなく浴場無料解放事業と		
		言う考え方によっているためとの説明を受けた。		
		しかし、これでは、浴場の運営費補助の要素が		
		強く、本来の目的を達成しているとは言い難い。		
		(B)浴場別に利用者実績を確認しておらず、効果		
		測定が不十分		
		八尾浴場組合からは毎月の浴場利用者数の報		
		告を受けているが、それは28浴場の合計利用者		
		数のみであり、浴場毎の利用者数報告ではな		
		い。浴場により、利用者数が異なると思われる		
		が、それを確認することなく、一律定額補助を実		
		施している。このため、地域別の事業の効果測		
		定ができていないのが現状である。また、利用者		
		数の少ない浴場に対してより厚い補助をしている		
		こととなり、この面でも浴場の運営費補助に近い		
		ものとなっている。		
		これら問題を解決し事業の効果を上げるために		
		は、利用者人数に応じた補助額とすることが考え		
		られる。なお、利用者単位当たりの補助額とした		
		場合には、水増し報告の可能性が考えられる。こ		
		の防止策の一例として、利用者本人に氏名及び		
		年齢を記載してもらう方法により利用者名簿を作		
		成し提出を求めることも一方法である。		
4	補助金の交付時		平成18年4月1日付で要綱改正済みです。	平成 17 年度中に予定をしている要綱改正に合わせ
1	期	交付している。しかし、補助金交付の原則	補助金の交付は、事業終了後に実績払いとするこ	て、概算払いの規定を設けてまいります。
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	は事業終了後である。当該事業においては	ととしました。(措置済み)	19071 Jan 1907 EUX17 COV - 7 O 7 O
		当該補助金がなければ補助事業者が資金	ここしのした。(1日巨月47/	
		繰りに困るとも考えられないため、原則どお		
		り事業終了後に交付すべきである。なお、		
		必要があれば、概算払いの規定を設け、そ		
		れを利用すれば良いと考える。		

#### 八尾市民間保育所運営費補助金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	保育所の財政状	実績報告書添付の決算書によると、各保育所施	平成18年度当初予算編成時においても補助項目	平成17年度当初予算編成時に補助項目や単価
		態の考慮	設会計の平成 14 年度の決算状況は、相当額の	や単価についての見直しを行い、平成18年度当初	についての見直しを行ったので、その内容に応じて
			当年度剰余金、累積年度剰余金(その他積立金	に同補助要綱の改正を行いました。	平成17年度当初に要綱改正を行いました。
			を含む)が発生している。また、法人の各会計間	現在市内の私立保育所では、保育内容を充実さ	平成17年度より、国の保育所施設整備費補助制
			で会計間取引(経理区分間繰入金収入・繰入金   支出)が行われている。	せるために国が定める最低基準を超える職員の配	度が大幅に変更となり、今後の整備にあたっては法
			財政的に余裕があり自立して保育所経営を行う	置を行っております。このため、保育所運営費のみ	人自己資金比率が高くなります。これらの点をふま
			ことが可能、と判断された民間保育所について	では経営できない状況にあり、引き続き、本補助金	えて、私立保育所における保育の低下をまねかな
			は、保育内容及び運営の充実という目的で補助	の交付を行うものであります。(監査の意見に対し	いために、平成18年度以降の補助制度のあり方に
			金を交付する必要性は乏しい。補助金額の算定	検討を行った結果、市としての判断により、対応方	ついて私立保育所との協議を行っているところで
			にあたり、各保育所の財政状態を考慮すること	針を確定)	す。
			が必要と考える。		

#### 八尾市民間保育所整備費補助

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱の不備	要綱第5条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。 当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。	平成18年4月に制定した八尾市私立保育所整備 費補助金交付要綱においても、申請書の提出期限 を定めるに至らなかったところですが、国の補助制 度の大幅な見直しにより、本要綱は平成19年3月 末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定 の際、提出期限を明確に規定いたします。	平成17年2月に制定した八尾市社会福祉施設整備費補助金(保育所)内規では、申請書の提出期限を定めるに至らなかったところですが、国の補助制度の大幅な見直しにより、八尾市社会福祉施設整備費補助金では対応し難い状況となっております。平成18年度以降の整備事業に向けて、八尾市としての補助制度のあり方を検討しており、要綱改正にあわせて、手続きを明確にする予定です。

#### 小児夜間救急診療助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱	補助金交付要綱において、「適正化法」及	これまでの補助金交付要綱を廃止し、ご指摘の内	不備のある項目について、17年度中に補助金交付
		の不備	び「適正化法施行令」と照らして不備のある	容を踏まえ、新たに補助金交付要綱を制定しまし	要綱を改正するため、現在作業を進めております。
			項目につき、補助金交付要綱を改正する必	た。(措置済み)	
			要がある。		

## 八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務給食課	補助金額の見直	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の目	この制度は、公立幼稚園と私立幼稚園における保	制度の趣旨である保護者の経済的負担軽減及び
		L	的は、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の	育料等の公私間格差是正を図ることにより保護者	保育料の公私間格差是正を図ることを目的とし、補
			経済的負担軽減を図ることにあるが、そうするこ	の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施して	助金のあり方、本市の財政状況も勘案に入れて補
			とによって、保護者が負担する保育料の公立・私	いるものであります。	助してまいりたいと考えています。
			立間の較差是正をも図ることも意図しているとの	そのため、私立幼稚園就園奨励費及び公立幼稚	300000000000000000000000000000000000000
			ことである。八尾市の公立幼稚園と私立幼稚園	園の保育料並びに保育料の減免制度との整合性を	
			の保護者負担については、公立幼稚園と私立幼		
			稚園には明らかに較差がある。公立幼稚園の 4	図る必要があります。	
			歳児待機児童問題が生じており、公立幼稚園と	また、幼稚園教育の義務教育化等の国の動向な	
			私立幼稚園の保護者負担の較差が大きい現在	ど外的要因に左右される要素もあり、国の動向及び	
			の状況では、公立に入園を希望するが、抽選漏	他の制度との整合性を注視しながら現行制度のと	
			れのためやむをえず私立に入園するというケー	おり継続実施してまいります。(監査の意見に対し	
			スが生ずるため、「私立幼稚園に就園する幼児	検討を行った結果、市としての判断により、対応方	
			の保護者の経済的負担軽減を図り、公立・私立	針を確定)	
			間の保護者負担の較差是正を図る」という趣旨		
			の就園助成費補助金の必要性はある。就園奨		
			励費補助金は所得に応じて所得の低い層が多く		
			補助金を受けられる制度になっている。一方、就		
			園助成費補助金は、保育料から就園奨励費補		
			助金を差引き保護者負担額が公立保育料を上回った場合にその差額分につき、31 千円を限度		
			回うた場合にての差額方につき、31 千円を限度   に補助金を受けられることになっており、就園助		
			成費補助金のみに着目すると、所得の低い層が		
			成員補助金のかに看白すると、所得の他に層が   必ず多く補助金を受けられるとは限らない。		
			必り多く補助金を受けられるとは限らない。   就園助成費補助金の目的が「私立幼稚園に就		
			綱第1条より)ことにあることから考えるに、就園		
			助成費補助金についても就園奨励費補助金同		
			様に、所得層を段階化して補助金額を定めること		
			が妥当であると思われる。ただし、保護者負担額		
			が公立保育料を上回る場合のみ助成するという		
			条件はやはり必要である。なお、八尾市は公立		
			幼稚園と私立幼稚園の保護者負担較差是正の		
			方法についての検討は必要と認識しており、すで		
			に、公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免		
			及び就園助成費制度について検討中とのことで		
			ある。		

#### 養護学級センター校通学通級費助成金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱	国の制度に基づく補助金であったとしても、	(措置済み)	補助金交付規則及び補助金等交付基準に基づき、
		の作成	市の補助金交付要綱を整備し、関係諸規		平成17年8月19日に、補助金交付要綱を制定・施
			定に基づく事務処理を定めることが必要で		行しました。
			ある。		

## 産業博(新技術・新製品等発表展示会)開催補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱	補助金交付要綱において、「適正化法」及	当該補助金交付要綱の不備のある項目について	当該補助金は、八尾市が産業博開催実行委員会に
		の不備	び「適正化法施行令」と照らして不備のある	は、改正済みです。	委員として参画したことで主催者となり、支出の科
			項目につき、補助金交付要綱を改正する必	なお、支出科目についても、八尾市が産業博開催	目が補助金から負担金となりました。平成17年度
			要がある。	実行委員会に委員として参画したことで主催者とな	は、負担金で支出しております。
				り、補助金から負担金に変更となりました。平成18	
				年度についても負担金で支出予定です。(措置済	
				み)	

## 八尾市消費問題研究会補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	事業評価が不十	八尾市消費問題研究会は補助事業等の成果を	平成17年度の相談件数は1443件であり、20名	消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が
		分	記載した事業実績報告書により市長に報告をし	の相談員が交替で、日々2名の相談員が対応しま	巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は
			ている。しかし、事業実績報告書の内容が八尾	した。又平成18年4月3日消費者問題に対する研修	益々高まっているなか、公の機関が担うべき業務の
			市消費問題研究会の活動日と活動のタイトルの	会を実施しました。6月12日には八尾保健所と協力	一部をボランティアで引受ける八尾市消費問題研究
			みの記載であり、消費者啓発活動及び消費者教	し、八尾市内スーパー等20箇所の食品衛生パトロ	会もスタッフの増員を検討しております。又、17年4
			育の推進並びに消費者活動に関する事業の成   果(相談件数など)の把握ができない。また、所	ールを実施しました。7月13日八尾、藤井寺、富田	月1日、6月30日、11月1日に消費者相談研修会
			余(怡談什数など)の七姪ができない。また、別   管部署である産業振興室も事業の成果について	林保健所、(社)大阪食品衛生協会に協力し、「一日	を実施しました。
			十分な報告を受けておらず、他の方法によっても	食品衛生指導員」として、市内百貨店の食品売場の	また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するな
			把握していない。補助金の成果を適切に把握で	食品衛生巡回指導を行ないました。	ど量的にも質的にも処理能力を向上するよう検討い
			きなければ、補助金額の増額や減額もできない	以上の様に実施事業については、逐一報告を受け	とします。
			ことから、八尾市消費問題研究会への補助金額	ており、実施事業については、補助目的である、八	^こ06
			は毎年度一定額となっている。近年、消費者問	尾市の消費者の消費生活向上に対し、十分な成果	ル実施件数等定量的に評価し、場合によっては補
			題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙か		
			つ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々	があがっていると考えております。なお、事業手法	助金ではなく、事業委託していくことも検討していま
			高まっている。本来これらの問題には消費者セン	については事業委託も検討しましたが、相談件数等	す。
			ターが対処するべきであるが、公の消費者センタ	の推移を図る中で効果を検証しながら、現在のま	
			一が設置されるまで、八尾市では専門員1名と消	ま、補助事業を継続していくこととしました。(監査の	
			費問題研究会が対応するしかない。八尾市は専	意見に対し検討を行った結果、市としての判断によ	
			門員を平成 15 年 11 月より2 名に増員している。	り、対応方針を確定)	
			公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで		
			引受ける消費問題研究会もスタッフを増員する、		
			また、法的知識の優れた専門スタッフを確保する		
			など量的にも質的にも処理能力を向上すること が必要と思われる。		
			か必妾と忘われる。   事業の成果を例えば相談件数、トレイ・牛乳パッ		
			事業の成業を例えば相談件数、ドレイ・十れバッ   ク回収量、食品衛生パトロール実施件数等定量		
			クロ収重、及品開エバロール关派件数等定量   的に評価し、評価結果を補助金額に反映させ、		
			場合によっては増額も検討すべきである		

## 特産物指定産地育成事業補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	産業振興課	事業実績の把握	要綱第9条の規定によると補助事業者は補助事	昭和41年10月1日から施行していた「特産物指定	「特産物指定産地育成事業実施要領」を廃止し、八
		が不十分	業が完了したときは、事業実績報告書に収支清	産地育成事業実施要領」を廃止し、八尾市補助金	尾市補助金交付規則に基づいた「八尾市特産物指
			算書及びその他必要な書類を添えて提出しなけ	交付規則に基づいた「八尾市特産物指定産地育成	定産地育成事業補助金交付要綱」を平成17年4月
			ればならない、とあり、八尾市は事業実績報告書	事業補助金交付要綱  を平成17年4月1日から施	1日から施行することにより、
			と収支清算書を入手している。しかし、事業実績	行したことにより、	①補助金交付申請書・実績報告書等の様式で、具
			報告書の内容が事業の収支決算の記載のみで	①補助金交付申請書・実績報告書等の様式で、具	体的な事業内容を把握できるように提出書類(様
			あり、具体的にどのような事業を行い、どのよう	体的な事業内容を把握できるように提出書類(様	式)を改め、②補助金交付申請書に添付する「農業
			な効果をあげているのかの状況が把握できない。また。影響の異なれる意識に関究では他の	式)を改め、②補助金交付申請書に添付する「農業	団体会員名簿」等で、団体の農地割と会員割を加え
			い。また、所管部署である産業振興室では他の 方法によっても把握していない。当補助金制度	_ · · · · · -	
			万法にようても拒任していない。当補助金制度   の創設当時に農家数等を根拠に補助金額を決	団体会員名簿」等で、団体の農地割と会員割を加え	た金額等により補助金額を算出し、事業経費の2分
			の別設当時に展家数等を依拠に帰め金額を次    定した経緯があると思われるが、当補助金制度	た金額等により補助金額を算出し、事業経費の2分	の1以内で、毎年度予算の範囲内で補助金額を決
			の創設から既に長い年月を経ており、現在の各	の1以内で、毎年度予算の範囲内で補助金額を決	定するようにしました。そして、③出荷規格改善事業
			産地の農業の状況に格差が生じている。これに	定しています。そして、③出荷規格改善事業では、	では、個人名のみの名入れを認めず、必ず「八尾」
			対して、平成 4 年度以降、補助金総額は毎年度	個人名のみの名入れを認めず、必ず「八尾」又は	又は「地域名」を入れるように指導しました。また、
			同額であるうえ、各団体に対する補助金額は毎	「地域名」を入れるように指導しています。また、補	補助金実績報告書に添付する「補助事業に係る実
			年ほとんど同額となっている。平成 14 年度に久	助金実績報告書に添付する「補助事業に係る実績	績報告書」で、出荷高・シェア等を把握し、事業実績
			宝寺促成出荷組合に対する補助金額を 20 万円	報告書」で、出荷高・シェア等を把握し、事業実績を	を評価いたします。
			減らして、南高安相互出荷・堆肥研究会に対する	評価しています。(措置済み)	
			補助金額を20万円増額した動きがみられる程度		
			である。		
			産地の育成によりブランド化を図るためには、適		
			地適産の進捗度合に応じて、事業効果の高いも		
			のを重点的に補助しなければ、効率的に目標を		
			達成することはできない。例えば、特産物を指定		
			した地区には、ブランド化が図れた特産物を生産		
			する団体とブランド化が全く見込めなくなった特		
			産物を生産する団体がある。出荷規格改善は本		
			来、農業者が自己の負担で実施すべきものであ		
			るから、ブランド化が図れた特産物を生産する団		
			体は補助対象から外すことも検討すべきである。		
			また、ブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から		
			生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から   外すことも検討すべきである。そのために、毎年		
			かりことも使的りへととめる。そのために、毎年   度、出荷高、シェア等の指標で事業効果を適切		
			反、山何尚、ノエノ寺の指標で事業効果を過り   に測定し、当補助金の事業実績(適地適産の進		
L		1	1912日/七年間 7 025女(3 05)00		

# 八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めてい	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めてい
		画の未策定	されていない。現在、防犯灯の設置の判断	く予定でありますが、防犯灯の設置計画についても	く予定でありますが、防犯灯の設置計画についても
			は各自治会で行われ、補助申請を行うと全	併せて引き続き検討しております。	併せて検討してまいります。
			件補助対象となる。したがって、防犯灯設置		
			の優先順位は設けられていない。今後は、		
			防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置と		
			その補助を計画的に行うことが求められる。		
2		防犯灯補助金	現在、補助金額は要綱第3条により、規定さ	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助
		の補助割合の	れている。平成 14 年度より、照度の高い(36	金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規	金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規
		妥当性	W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割	定をいたしました。	定をいたしました。
			合となっている。実態としては、ポールを新設	要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要	平成17年度につきましては、要綱改正後、改正
			し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60~	綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいた	要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでお
			70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯	だいております。	りますが、様々なご意見をいただいております。
			灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程	これら意見を踏まえながら、補助割合等について	これら意見を踏まえながら、補助割合等について
			度であり金額の幅が広くなっている。しかし、	引き続き検討しております。	検討してまいります。
			ポールから設置する場合とそうでない場合と		
			の設置経費に開きがあるのに、補助金額の		
			ランク分けがされていない。どの場合でも補		
			助割合が同一となるように、補助金額計算根		
			拠を設置経費に対する割合から算出するよ		
			うにすることが望ましい。		

#### 八尾防犯協議会運営費補助金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾	協議会の事務局は八尾市自治推進課内に	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について
		市庁内にある	あり、自治推進課職員が業務時間内で協議	精査中であり、事業費補助としての補助金額の積	改めて精査し、事業費補助として補助金額の積算を
		団体への補助	会事務局としての業務を行っている。したが	算内容について、検討中であります。	してまいります。
			って、実態は自治推進課職員が事務局職員		
			を兼任している状態である。当該八尾市職員		
			の人件費のうち、事務局としての業務時間に		
			対応する分は協議会への補助金と実質的に		
			は同じである。八尾市自治推進委員会への		
			補助金は実際に交付されている金額に加え		
			て兼務職員の人件費分がある、ということを		
			認識し、当該人件費分を含めた補助の効果		
			がどの程度のものであるかについて評価を		
			行う必要がある。しかし、協議会の事務につ		
			いて、自主運営することを検討することが望		
			まれる。		

## 「八尾市」用排水路浚渫補助金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	不備項目へのご指摘を踏まえ、補助金等交付基	返還に関する規定を検討しております。
	所	綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	準、「適正化法」及び「適正化法施行令」に適合した	
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要	内容とするべく浚渫補助金交付要綱の改正作業中	
			がある。	です。	

#### 久宝寺寺内町まちづくり助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	(措置済み)	
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

## 生垣等設置奨励助成金

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	みどり課	生垣設置奨励	生垣設置費用の助成対象は、八尾市緑化条	(措置済み)	緑化条例施行規則中の「新設」「コンクリートブロック
		助成対象範囲	例施行規則の別表3では、「新設」となってい		を取り壊して新設するもの」だけを対象とし、植替え
		について	るが、現在は植え替え設置の場合にも助成		の場合は対象としないことで運用しております。
			が行われている。緑化の推進という奨励助		
			成の趣旨から運用上、「新設」の意味を広く		
			解釈して対応しているとのことであるが、「新		
			設」の意味を緑化条例施行規則で明確にし		
			て、運用することが望まれる。		
3		生垣設置奨励	新設設置助成件数は、平成 12 年度 1 件、平	生垣設置の奨励については、市街地の緑化推進及	緑化条例施行規則別表 3 の助成対象を遵守して助
		助成の必要性	成 13 年度 2 件、平成 14 年度 6 件と少なく、	び防災上の観点から市として必要な手法であると考	成を実施しております。
		の検討につい	助成開始後 17 年経過しており、また、本来、	えており、利用の拡大を図るべくさらなる啓発を図り	
		て	生垣設置費用は設置者が負担すべきもので	ながら今後も助成を継続してまいります。(監査の意	
			あり、助成の必要性が薄らいだと思われるの	見に対し検討を行った結果、市としての判断により、	
			で、助成の廃止も検討すべきである。	対応方針を確定)	

#### 大阪外環状線鉄道建設費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	(措置済み)	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項		
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		

・ 平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

## 〇歳入関連項目

- 1. 下水道使用料の金額
- (1)平成 12 年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と	H18.1.21までの取り組み等の内容と
		均		忌元の内谷(安日)	改善の方針	改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中	(A)環境対策費	環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用について		平成12年の使用料改定時に、
		の一般行政経		は、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担	環境対策経費、協会負担金等、	環境対策経費、協会負担金等、
		費の負担区分		が必要と考える。	水洗化推進員報酬について、全	水洗化推進員報酬について、全
				協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職		額公費負担することに合理性が
			等	員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私		あると判断いたしましたが、原因
				費両方の負担が必要な経費であると考える。	者負担の観点から、一部には私	者負担の観点から、一部には私
				下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協	費負担が適当であるとの考え方も	費負担が適当であるとの考え方も
				会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算	あることから、次回の使用料改定	あることから、次回の使用料改定
				出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負	立案時には、指摘の点を十分踏	時には、指摘の点を踏まえ、公費
				担することが必要である。	まえ、公費私費の積算を行いたい	私費の負担区分の検討を行いた
				水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作	と考えております。	いと考えております。
				成」「くみ取り便所・し尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指		
				導」)は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動である		
				ため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施す		
				る事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考え		
				る。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考え		
-				6.		
2	下水道総務課			汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とするこ		汚水資本費の3割を公費負担とし
		費負担とするこ	<u> </u>	とが原則であるにもかかわらず、平成 12 年度の使用料改定計算		たことについては、汚水資本費の
				においては汚水資本費の 3 割を公費負担とした。これは、使用料		全てを使用料対象経費とすると、
				改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経		極めて高額な使用料を設定する
				費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の		必要が生じるため、世代間の公
				改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資		平を図ったものであります。次回
				本費の3割を公費負担とすることにしたということである。	回使用料改定立案時において	使用料改定時においては、資本
				公費負担を汚水資本費の 3 割分増加させたということは、即ち市		費の推移を見極めながら検討し
				民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的に		たいと考えております。
				は下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまうことにな		
					出に努めたいと考えております。	
				今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用を発力した。		
				用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。		

# (2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と 改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容と 改善の方針
1	下水道総務課		有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいるためと推測される。 八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。 今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。	は、累積された水量であるため、 必ずしも低い水量ランクを中心に 下水道普及が進んでいることを示 すものではありませんが、次回改 定立案時には、使用料収入見込 額算出の基礎となる有収水量の 予測をより的確に行い、使用料収	は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定時には、使用料収入見込の基礎となる水量ランクごとの有収水量の予測をより的確に行うための方法
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料 収入の取扱い	平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置きの金額で計算するべきと考える。	水量全体に占める割合が極めて 小さく、使用料の積算では考慮し ておりませんが、次回改定時には	公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めていさく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行うようにしたいと考えております。

## 2. 下水道使用料の徴収事務の委任

## (1)費用負担が必要なもの

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課		民間会社への滞納料金督促業務等の委託料である滞納督促業務費は一般諸経費に含まれており、平成 15 年度の算定基準額は 11,169 千円であるが、決定額はゼロである。下水道料金について滞納料金督促業務の実績はあるにもかかわらず、全く費用を負担しないというのでは滞納督促業務費は下水道事業に係る経費として反映されないことになる。また、その内容から考えるに滞納督促業務費は料金を徴収するのに必要な直接的経費である。滞納督促業務費について、下水道事業としても直接経費として費用負担した上で、それを段階的に使用料に反映していくべきと考える。	滞納督促業務、量水器維持管理 費等はすでに費用負担していま す。 (措置済み)	滞納督促業務費、量水器維持管理費等については、直接的経費でありH17年度より予算措置をしております。しかし、一般諸経費については、どのような経費を委託料対象経費として算定するべきか、今後、日水協の考え方
2		量水器維持管理費及び一般諸経 費(上記1を除く)	料金調定及び徴収に係わる費用である量水器維持管理費(量水器取替修繕費、量水器減価償却費)及び一般諸経費(庁舎維持管理費、庁舎減価償却費、機械装置減価償却費、一般管理費)について、決定額はゼロ又は算定基準額より少ない金額となっている。使用料徴収に関する経費を上下水道で負担しあうという原則を考えるに、これらの費用についても負担の上、それを下水道使用料に反映していくべきと考える。		について関係各課(水道局・財政課)と十分協議を行い、経費負担の妥当性を検討したいと考えております。

## 3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容	H18.1.21までの取り組み等の内容
钳与		項目	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	と改善の方針	と改善の方針
1	下水道総務課	給水停止執行までの期間短縮及	八尾市の給水停止執行の条件は 6 カ月以上の滞納と定められて	給水停止執行及び滞納督促業	滞納者宅への訪問については、
		び現地訪問の早期化	いるが、これを例えば4カ月に短縮し、さらに6カ月分の催告を行	務は、水道局が行っており、督促	滞納督促業務として業者委託を
			った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は 1 カ月半)に	業務はさらに民間業者へ委託し	し、早期実施に努めているところ
			短縮すると、使用料滞納発生日から 7 カ月で給水停止執行という	ております。当課だけでは改善で	ですが、給水停止執行までの期
			ことになる。この給水停止執行までの2カ月半の短縮は、例えば無	きないため、水道局と十分な協	間の短縮については、期間を早
			断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が	議検討が必要なため、費用対効	めることにより給水停止執行件
			期待できる。	果を考慮しつつ改善方向に努め	数だけでなく、滞納事務全体が
			同時に、現在収納事務受託者に、4 カ月以上の滞納者への現地	てまいります。	増えることになり、場合により、
			訪問による催告を委託しているが、これを3カ月以上に早めること		対応する人数なども増加させる
			により滞納額が減少すると予測される。		必要があるため、費用対効果を
			以上、下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執		考慮しつつ、水道局と協議しなが
			行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。		ら検討したいと考えております。

## 4・一般会計からの繰入金(取り組み済み)

# 5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容	H18.1.21までの取り組み等の内容
田つ		Ą D	あため <b>門</b> 各(安日)	と改善の方針	と改善の方針
1	下水道普及課	水洗化向上の必要性	八尾市の水洗化率は他市町村と比べて決して高いものでは	未水洗化家屋の戸別訪問による	水洗化義務期限である3年以
			なく、むしろ低いといえる。下水道が整備されても水洗化が行	説明、PRはもちろんのこと、供用	内の水洗化を目指し、供用開始
			われないことは、整備施設が有効に利用されず下水道の本	開始のお知らせ及び水洗化通知	のお知らせ及び水洗化通知文に
			来の目的を達成していないことであり、また、市は予定した収	文に3年以内の水洗化が義務であ	3年以内の水洗化が義務である
			入が獲得できず市財政にも影響を与える。下水道普及率が	ることを明記し、市民に理解と協力	ことを明記し、対応しております。
			同程度で水洗化率の高い市町村があることからすると、八尾	を求めて水洗化の普及啓発の強	また、義務期限を過ぎた未水洗
			市においても、さらなる水洗化促進策を実施し水洗化率の向	化に取り組んでまいりましたが、平	家屋についても再調査し、水洗
			上に努めることが求められる。	成16年度包括外部監査の指摘な	化を図ってもらえない原因がどこ
				どを踏まえ、総合計画後期基本計	にあるのか、どうすれば水洗化
				画の中で、平成22年度末水洗化	を図ってもらえるか検討し、水洗
				率90%を目標値として設定し、水	化の向上に努めてまいります。
2	下水道普及課	水洗化促進策の提案	① 具体的な目標設定	洗化義務期限である3年以内の水	水洗化義務期限である3年以
			八尾市総合計画の第4期実施計画における目標戸数は水洗		
			化率何%になるかが算定されていない。	務課との連携により、排水設備と	のお知らせ及び水洗化通知文に
			重要なのは、水洗化率の向上であるため、まず水洗化率の	使用料賦課を一元管理するシステ	3年以内の水洗化が義務である
			向上目標値を設定し、そのうえで当該目標値から導き出され	ムを、現在構築しているところであ	ことを明記し、対応しております。
			る戸数を具体的目標値とすることが望ましい。また、その目	り、これに取り残された未水洗家屋	また、義務期限を過ぎた未水洗
			標値を達成するためには区域別により細かい目標の設定	の把握に努めるものです。 又、義	家屋についても再調査し、水洗
			(例えば、3年経過時までの目標値、3年経過住戸に対する目	務期限を過ぎた未水洗家屋につい	化を図ってもらえない原因がどこ
			標値、くみ取便所を対象とした目標値等)したうえ、それぞれ	ては、戸別訪問により、相談、事情	
			の区域について実施責任者の設定が必要と考える。	聴取、説得等の、きめ細かい勧奨	を図ってもらえるか検討し、水洗
				指導の強化を図り、水洗化の向上	化の向上に努めてまいります。
				に努めております。	
				(措置済み)	

			_ JJ _		
			市は3年経過後においても不定期に戸別訪問を実施しているようであるが、不定期ではなく一斉に戸別訪問を実施し、未改造理由を再度確認することを提案する。そして、水洗便所普及促進要領に記載されているように、「くみ取便所を水洗便所に改造する意欲のない者と、改造していないことにつき客観的な理由を有する者」に区分し、「前者については改造命令を発する。後者については、改造を妨げている事由を適確に把握し、個別的にキメ細かく対応する」ことが必要と考える。また、単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されておらず環境に悪影響を与えていることを十分に説明し積極的に指導を行うことが求められる。さらに、合併処理浄化槽の場合においては、浄化槽の維持管理費用(保守点検費、清掃費及び電気代等)と下水道使用料とを比較説明し、一般家庭においては、下水道使用料は決して高くないこと、ケースによっては安いこともありうることを十分説明して水洗化を勧める等、対象者にきめ細かく個別対応することが必要と考える。	状況にある者に対しては、戸別訪問等によって、相談、事情聴取、説得等の勧奨指導など、きめ細かく対応することで、水洗化向上に取り組んでおります。又、河川などの水質向上において、生活排水処理	び排水設備の設置に着手できない 状況にある者に対しては、戸別訪 問等によって、相談・事情聴取・説 得等の勧奨指導など、きめ細かく 対応しており、今後も、なお一層の 水洗化の促進を図りたいと考えて おります。
2	環境施設課	水洗化促進策の提案	(5) し尿処理手数料の見直し 八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で 年額14.4 千円)である。これに対し下水道使用料は月20㎡で年額21 千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状で ある。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・ 運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものと考える。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。 市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。	し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまい	し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水 道未整備地域の実情、物価状況 を踏まえるとともに、政策的配慮 を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。

# 6. 受益者負担金

番	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	収納率のさらなる向上	八尾市の受益者負担金の収納率は比較的高い。収納率が高いのは、一括納付の場合の報奨金18%と受益者負担金の負担者にとって非常に有利な率になっているため、一括納付者が多いことが主な原因と思われる。八尾市の報奨金比率18%は、近隣26市(6.4%~18%)に比べて高い比率ではあるが、報奨金を支払った場合の1㎡当たり負担金は369円/㎡と近隣26市(81.5円/㎡~445.2円/㎡)に比べて突出している数値でもない。一括納付の場合の報奨金比率を高く設定し、高い収納率を保つという市の方法は効果をあげている。しかし、公平性の観点からは、収納率をさらに100%に近づけることが求められるため、未納者に対する対応をより厳しく行う必要がある。		平成17年度より未納付者等への現地訪問の強化を図り、収納率の向上に努めているところですが、今後においても、より適切かつ公平な処理に努めてまいります。

# 〇歳出関連項目

# 7. 流域下水道等負担金

_	+				
番号	所管課	項  目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容	
				と改善の方針	と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し	維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち		
		(寝屋川南部流域下水道)	汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚	出方法については、寝屋川南部広	出方法については、寝屋川南部広
			水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上	域下水道組合規約や大阪市との	域下水道組合規約や大阪市との
			水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考え	協定においては、基本的に供用開	協定においては、基本的に供用開
			る。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が	始面積比を用いております。	始面積比を用いております。
			必要である。	寝屋川流域では、内水排除を目	寝屋川流域では、内水排除を目
			1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではな	的として合流方式で下水道整備さ	的として合流方式で下水道整備さ
			く、固定的に発生する費用もある。	れてきたことから、各市とも雨水、	れてきたことから、各市とも雨水、
			2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められてい	汚水の流入水量を正確に算出す	汚水の流入水量を正確に算出す
			るが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見	ることは困難な面もありますが、	ることは困難な面もありますが、
			込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の	組合、関係各市とも相談しながら	組合、関係各市とも相談しながら
			一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理	研究してまいりたいと考えており	研究してまいりたいと考えており
			費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われ	ます。	ます。
			<b>వ</b> 。		
			数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の		
			高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理		
			施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は		
			現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。		
			市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を		
			十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があ		
			ると考える。		
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は		
		(大阪市公共下水道)	幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積		
			を基準としている。		
			処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、この		
			うち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な		
			方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大		
			阪市と十分協議することが望まれる。		
	1				

# 8. 経費節減対策

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	人件費(さらなる業務効率化の検討)	管渠築造費に対する人件費比率が増加傾向にある。今後、さらなる建設事業費の減少も見込まれており、その場合は、さらに人件費負担割合が高くなることとなる。今後の下水道管渠工事が幹線管渠整備から面整備(末端管渠整備)に移行するなかでは、建設事業費の金額規模の減少が職員の業務量の減少に直接結びつかないこともあると思われる。また、市は一定の超過勤務時間の削減や事務効率化を行っているとのことである。しかし、職員の業務内容の分析を実施し、さらなる業務効率化の検討により、人件費負担率を減少させられないかの検討が望まれる。	集中改革プランに沿って定数管理を行い、効率的な事務事業の執行を進めます。 (措置済み)	平成10年度、11年度については、国の大型補正、追加補正があり、本来の適正な執行・人員体制とは言いがたいものであり、現状の人員が必ずしも不適切であるとは考えておりませんが、事業量に見合った適正な職員配置のあることは認識しており、今後、事業量の推移、他市の状況も勘案しながら、適正な職員配置のあり方について検討したい
2	下水道普及課		寝屋川南部流域の不明水率は他流域に比べかなり高い。下水道 区分で合流式割合が高い寝屋川北部流域と比べても、不明水率 は3倍近い割合となっている。多量の不明水の流入には、次のような問題点が指摘されている。 (A) 汚水処理は本来受益者が負担すべきものであるが、不明水 は受益者が特定されないため料金収入のない費用が発生しており、経済性の面で問題である。 (B) 不明水の流入があるため、正規の下水を処理する能力が奪われているものであり、この点において問題である。 一般的に不明水発生の原因は、管渠の接続部分、マンホール等からの浸入水、井戸水等の認定水量と実際の使用水量とのによる管渠調査等の不明水調査を行っているものの、下水道整備を優先していることもあり、十分な効果が得られていないのが現状とのことである。 しかし、寝屋川南部流域の不明水率は37.5%と高く、上記した一般的な発生原因によるものだけとは考えにくい。 大阪府は流域下水道の維持管理を実施している一部事務組合に対して、従来から不明水処理費に一定の補助金を交付していが、平成16年度からはその補助金の一部を不明水調査費用の補助に切り替えている。これに合わせて、寝屋川南部流域関連の他市と協力のもと、八尾市においても多量の不明水が発生する原因を早急に追求し不明水減少対策を講じることが望まれる。	平成16年度より大阪府、流域対合年度より大阪府、流域合本をびに組合で不明観点を設置し、広域の検討を設置し、広域の検討を、流域対策のは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、田のでは、田	関連各市ならびに組合で不明水対 策協議会を設置し、広域的観点から、不明水の削減対策の検討を進 めております。

# 9. 契約事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	契約検査課	指名競争入札の入札参加者の増加、公募型指名競争入札への早期移行	一般的に、入札参加者が多いほど競争性が高まると言われている。これから考えると、市の指名業者数は少なく競争性が低いのではないかと思われる。 八尾市では業者格付を「A~D又はA~Eの4ないし5等級に区分している。そのため各等級内の業者数が約20~30者程度であり、1回に10者ずつ参加させると同じようなメンバーの入札になってしまう。これを解消するため、参加業者を現在の数にしている。」とのことである。しかしながら、より競争性を高めるためには、入札参加業者数を増加させる必要がある。また、入札制度の公平性、透明性を高めるために、現在の指名競争入札ではなく公募型指名競争入札への移行が求められる。 平成16年度秋から一部の契約について公募型指名競争入札になり入れ、資格を有する業者が希望する時に希望する入札に自由に参加することにより、入札参加者を増加させることが必要と考える。なお、公募型指名競争入札に移行するまでの間、従来の指名競争入札にあっては指名業者数を増加させる(できれば現在の倍以上)ことが求められる。また、市内業者育成のためとの理由で指名競争入札の参加資格者を市内業者に限定しているが、市外業者にも門戸を広げ、より競争性を高めることが必要と考える。	9月から導入しており、平成17年度、18年度と順次、その適用範囲を拡大しています。 平成18年度の適用範囲は、次のとおり。 ①土木一式、舗装、造園工事 →予定価格が概ね1千万円未満のもの ②建築一式、管、電気な3千万円未満のもの ②建築一式、管、電気な3千万円。 1億5千万円未満のもの ③設計業務 →予定価格が概ね1千万円以上 1億5千万円未満のもの ③設計業務 →予定価格が概ね1千万円以上 のもの ④下水道推進工法に係る設計業務 →全件 ⑤その他指名委員会が必要と認めるもの (※公募型指名競争入札の範のとのは表別である。 超える高額のものは従来からるもの は次子のと認めるをのは、公募型指名競争入札の導入もの が公募型指名競争入札の導入との が条件の緩和により、1件あたりの	性の確保と同時に成果品の質の確保も重要であることから、指名競案したうえで、現在の参加者数としています。 一方、公募型指名競争入札につています。 一方、平成16年9月から導入しています。 適用範囲は、平成17年4月現在次のとおりであります。 ①土木一子に価格が概ね1千万円以上1億5千天円、金融計業務 ⇒全件 ④その他指名委員会が必要と認めるもの特徴公表。 条件緩のないます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2	契約検査課	資格基準の見直し	下水道工事の資格基準は、建設業法に定める経営事項審査結果の総合	『八尾市下水道推進工事可能業者一	『八尾市下水道推進工事可能業者一
			数値により区分している。当該経営事項審査の審査項目は、被審査会社	覧表(平成17年8月31日現在)』を公表	覧表(平成17年8月31日現在)』を公
			の経営規模や経営状況及び技術力や工事実績に関する事項であり、それ	済みです。(措置済み)	表済みです。
			らを含めて総合点数を算定している。したがって、下水道工事の工法によ		
			っては、資格基準を満たしていてもその工事の技術を持たない業者が存		
			在する。また、工法のほか、管渠の口径・距離・線形・土質等により工事の		
			難易度は異なる。難易度の高さと工事予定価格はある程度相関関係にあ		
			るが、必ずしも現在の業者ランク区分の金額と一致するものではない。		
			現在は、該当資格ランクの中で、その工事の難易度をこなせるであろう者		
			の中から指名をしているとのことである。しかし、指名の透明性を高めるた		
			め、さらには公募型指名競争入札を実施するためには、現在の総合数値		
			のみで資格を区分するのではなく、下水道工事の技術力をより重視した基		
			準をもって資格区分を決定し公開する必要があると考える。		

# 〇全体的項目

- 10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)
- 11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債

番号	所管課	項	目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1 1			下水道計画の見	平成 22 年度までに下水道の普及率を 85%にするという目標の達成に必要な投資額(管渠築造費)を試算すると、平成 19 年度以降	下水道の早期整備に対する強い市民要望がある中で、効率的な事業推進を図る必要があることから、更なるコスト縮減に努めるとともに、事業の優先順位、社会経済情勢等を十分考慮しながら、平成22年度人口普及率85%を目指した前計画を平成17年度に83%に修正し、計画的な事業推進に努めています。 (措置済み)	今日の厳しい財政状況の下で、公共下水道事業としても、これからの国の行財政改革等の動向並びに本市の財政健全化方針の趣旨等も考慮し、市全体の取組みの中で、財政当局との十分な調整のもと、一定の事業抑制も視野に入れ、事業の推進並びに運営

- ・ 平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容
- ◎共通事項として総括すべき事項
- 1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(1)管理体制の構築の必要性	公共施設に対するアンケートの項目のうち定量的なもの(利用者数や利用率等)についてはその算出基準を明確にし、比較対象として前年比だけではなく、比較対象となる他都市・他地域の同種の施設を選定し、当初利用予定数及び想定される利用者数を母数とした利用率等、比較対象となる各種指標を準備しておく必要がある。今回の包括外部監査において、当初利用予定者数や予定ランニングコスト等のわかる資料を要求したが、多くの施設で保存されていない等の理由から、確認することができなかった。また、「公の施設」を含む公共施設の設置目的はその施設に対する住民ニーズや時代・環境の変化によって、見直していくことが必要となるため、施設の有効利用の観点から、総合計画や政策分野別の部門別計画との関係や施設が持つ機能、費用対効果等を適時に検討する体制を構築し、評価することが望まれる。	これまで試行してきた公共施設評価について、今年度より本格実施しており、利用率や稼働率、管理コスト等の把握を行い、また目標利用者数の設定も行っております。 現在実施している事務事業評価と合わせて、費用対効果等を踏まえた施設の有効活用についても、今後の評価のサイクルにおいて点検を行います。また、施設の適正配置についても、公共施設整備検討会議において検討を進めてきております。(措置済み)
		(2)横断的な分析の必要性	市が実施した調査によって、「公の施設」を含む公共施設単体での機能の必要性、改修等の必要性、維持管理コストの視点からの評価が行われ、その調査結果に基づき、施設の建替えや移築等の検討が行われている。今回、監査の対象とした市の公の施設は、施設の利用対象者の相違等はあるが、内容的に類似の講座を開催されていることが多い。そこで、今後、施設の評価を実施し、施設の更新を検討する際には、設置目的や市全体の施設の設置状況等を検証し、サービスの重複により利用者が分散し、利用率が低下する可能性や、複数の場所で類似の講座を開催することによるコストが増加する可能性を勘案した上で、施設の改修・更新だけではなく、施設の適正配置の基準を検討すべきである。	
		(3)「公の施設」を含む公共施設 の有効利用に関する検討	横断的な分析を実施するのと同様に、「公の施設」を含む公共施設の有効な活用方法を検討する必要がある。 市は、稼働率の低い公共施設を保有しているのみならず、過去に取得し、一定期間利用した後、建物の老朽化等により、取得時の目的で利用されず倉庫等として暫定的に利用されている建物や土地(八尾市立病院跡地、第二別館等)も保有している。 これらの建物や土地については、有効な活用方法の検討は行われているものの、一時的な保管場所として取り壊されないまま現在に至っているものである。 本来、施設の移転・統廃合等を行う場合、対象となる施設の活用方法・跡地の有効利用や管理・処分に関するコストも含めて事前に検討すべきである。	

# 2. 受益者負担のあり方について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	(1)受益者負担の状況	各施設の利用料金は条例で定められているが、「受益と負担の公正性確保」(平成14年3月 行政改革重点検討項目)では受益者負担の定期的な見直しについて「社会経済情勢を勘案し、おおむね3年から5年に1回見直しをする」と定められている。 受益者負担の定期的な見直しについて社会経済情勢の変化に伴い、サービス内容やコストの変化を検証し、その状況について定期的に見直す必要があると考える。 そこで、受益者負担を考える上で、適切なコストの把握が必要となるが、現在、市は人件費以外の施設の維持管理や整備に関するコストを、施設ごとまたは所管課ごとの予算執行額により把握している。 受益者負担を明確にする上で認識すべきコストは、施設の維持管理に要するコスト以外に、その建設に要したコストや有利子の資金調達に関するコスト及び管理運営に関する人件費等をもとに算定すべきと考える。 各施設が利用者一人から徴収する利用料収入は発生するコストと比較し非常に少ない状況である。 公益性の観点から、発生するコストの全てを利用料でまかなうことは困難であるが、全体として適切な受益者負担のあり方、人件費を含めたコストの削減、コストを加味した料金制度の導入を検討すべきである。	日「
	財政課	(2)コストの把握の必要性	条例上、利用料金を徴収しない施設についても、現状を把握し、コスト削減のための計画立案や、将来の投資意思決定に役立てるため、受益者負担額の算定に用いたものと同様の考え方によるコストの把握が必要である。それぞれの施設毎の管理コストを適切に把握し、サービスの質を確保しつつ、管理コストの低減を図るべきである。減価償却費や支払利息といったコストは、現在、所管課が把握していないが、施設の設置やその後の運営方針を検討する際には、施設の設置から更新・廃止までのトータルコストを勘案する必要がある。また、施設の効率性や効果を評価する際の判断基準のひとつとして、所管部署が認識しておく必要がある。	人件費を含めたコストの把握については現在導入中の行政評価システムを活用することにより把握可能であります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、逓減に努めているところであります。なお、「減価償却や支払利息」も含めたトータルコストの把握の手法等については現在検討中であります。
	地域経営課	(3)ABC(Activity-Based Costing:活動基準原価計算)の必要性	ABC(活動基準原価計算)とは、各行政サービスの業務フローを整理し、フロー中の業務区分ごとに光熱費や人件費といった間接的経費も含め、投入されているコストを明らかにするものである。 ABCには、業務区分サービスごとのコストや行政サービスの実施にかかっているコストが明確になるため、業務改善やサービスの民間委託などを考える際の判断材料になるメリットがある。 市の直営施設についても、サービスの有料化やコスト削減の方策を探っていくためには必要に応じてABCを行い、サービスごとのコストを正確に把握した上で、効率的・効果的な運営を行っていくことが望まれる。	現在、事務事業評価において、間接経費も含めたコスト把握を実施しており、公表を行うこととしております。(措置済み)

# 3. 指定管理者制度導入に関する課題

番	·号 所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
**************************************	1 地域経営課	項 目 (1)条例改正における課題	「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」においては、候補者の選定は原則公募となっているが、平成17年12月議会において、「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」が定められた。それは、現在、管理委託を実施している施設の指定管理者の選定方法については、最初の指定期間が3年以内のものに限って、従来から公の施設の管理を受託している団体を指定管理者の候補者として選定することができるという内容である。 これに拠れば、今後3年間は市の外郭団体が指定管理者に無条件に選定されることとなり、市及び外郭団体において抱えている様々な課題に対する改善計画が先送りになってしまう危険性を孕んでいる。3年後、公募による選定となった場合に備え、市及び外郭団体における施設運営上の課題を整理し、その改善計画を策定し、実行していくことが重要である。また、指定管理者制度の具体的手続は、申請の方法や選定基準等を定めるものであるが、特に指定の申請に当っては、複数の申請治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知))、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、サービス提供主体を民間事業者等からも広く求めることに大きな意義がある。従って、その選定のあり方は制度の運用にあたっても最も重要な事項であるといえる。基本指針上、公募によらず非公募による場合が例示されているため、当該指針を拡大解釈し、十分な議論がされないまま実質的に外郭団体が公募によらず指定管理者として選定されることがなきよ	市の外郭団体所管部署において、市の人的関与の縮小・廃止、 管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制 など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の 効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同 様に経営計画を策定し、現在改善の取り組みを進めております。 また、基本指針に沿って制度の適正な運用を図ってまいります。
			が郭回体が公募により 9 指定管理者として選定されることがなさよう留意し、公募制によって健全な競争原理が導入され、市民が享受するサービスの質が確保され、適正なコスト負担が達成できるよう制度の運用が行われることが期待される。	

		•••
地域経営課	(2)長期的戦略の構築	指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与
		討することが求められている。上記(1)で述べたように平成 17 年 12 の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託
		月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後 3 料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化
		年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えらと業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、現在改善に
		れるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体 取り組んでおります。
		の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受
		託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されな
		い場合には当該団体の存続可能性が問題となる。
		この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3 年後に公募によっ
		て指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹
		底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要があ
		వ <sub>ం</sub>
		その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市
		の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な
		取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も
		視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築
		けるような独自のノウハウをもつことが重要である。
		一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管
		理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施
		設の特徴及び外郭団体が実施してきたこれまでの施設の管理運営
		を十分に把握するともに、市としての役割と責任の範囲を明確にす
		るため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施
		していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入する
		ための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管
		理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管
		理が望まれる。
地域経営課	(3)人員確保の必要性	現在、管理委託先である外郭団体には、市の職員が一部事務従
地块柱占体	(5)人員唯体の必安任	事として複数出向し、共同して業務を行っており、生涯学習センター
		等、市の職員の占める割合が非常に高い場合がある。
		指定管理者制度に移行するにあたり、市の職員は当該団体の業
		務から一切離れることになり、外郭団体が指定管理者に選定された
		場合、自らの職員により運営管理を実施する必要がある。現在、市
		の職員が担っている一部の業務についても、当該団体にとって業務
		の範囲に含まれ、さらに、団体にとってはこれまで以上に自らの判断
		で事業を行う必要があり、これに伴う責任の範囲が拡大することが
		予想される。
		外郭団体においては、当初の指定期間は無条件に当該団体が
		選定されるにしても、その後は他団体との競争に勝つために団体運
		営を適正に行いうるような人員を確保する必要がある。そのために
		は、市の職員が現在担っている業務をたな卸しし、しかるべき人材
		を外部から調達するなど、団体運営にとって近い将来に必ず直面
		する短期的な課題として人材確保を早急に行うべきである。

職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指 定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見 直しを実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態 が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財) 八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  「市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体・新国体の自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り、は、サッ・カ・カ・サッ・カ・カ・サッ・カ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・大・シ・カ・大・シ・カ・大・シ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・大・シ・カ・カ・カ・カ					
を背景に予算制度を実施してきた。これを受けて、外類団体においても、市の意向にそって、可能な優りの発育削減に努めて、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、	財	政課 □			
でも市の客向にそって、可能な製りの経費削減に努めてきたが、一定の買のレベルを維持しながらコスト削減を行うのは、両者が背反で適正に精算しているところですが、今後とも適正な管理に努めてまり、素格コストについても予室の務算におしておいます。					
定の質のレベルを維持しながらコスト削減を行うのは、両者が常反 する事項であるため、このような努力もサービスの内容によっては限 界にきている。 今後、市は外部団体における実際の施設管理に係る未務内容を 精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるべき実務の範囲 を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理 者の選定にあたったとが必要と考える。 ・ が認成の人件費については、市の給与体系に関じて支払われ でいるため、これまで人件費の削減はもつばら人員の削減(定等・1級 数、人員不補充等・によって行われてきた。外部団体においては、指 定管理者制度に導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減である。 とを十分に理解し、同体の管理運営上、適正な人件学への見 直しま実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系の。 本来、各団体における総合体系は、それぞれの団体の実理を助 が異なるため、団体と上に確立されるべきものであり、市に単じるへ き性質のものではない、指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営しているが野団体においてはコト制減に関する 検討をしており、今回調金を行った(制) 八届市水化振興事業団は、そのいたつとして「給与体系の見重し」を考えているところであるが、 当該団体のみならず、すべての外部団体においてはコスト制減に関する 検討をしており、今回調金を対していることであるが、 当該団体のかならず、すべての外部団体においては実種業態に応じた適正な給与体系の見重しと考えているところであるが、 当該団体のかならず、すべての外部団体においても実種業態に応じた適正な給与体系をの更直しま考えているところであるが、 当該団体のかならず、すべての外部団体においても実種業態に応じた適味を単立な給与体系の見重しと考えているところであるが、 「市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算し、日本環境に関する表記をしていることとなる。 自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行つているこから、東本情を対していることになる。 自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行つているこから、方も発生の大きのであり、市が外部団体験員の人件費までも 製作に負担すべきでは広く、そのような大きは、日本の途を登別にのと対けに対していることがもあります。ただ、多 会権域している状況であるが、本来、自主事業に対していることが、多集制は としている形からあります。今後も、自主事業の対しを関にとしているこからあります。今後も、自主事業の対しないのとを努力のよりに対していることから事業・制能とではない、年間を発見していることが多り、大性変を自動ではない、年間を発見していることがもない。 第一次の機能を対していることがもない。 第一次の機能を対していることが多数には、自主事業の対しな関心を関いるの対しな関いにの経営が 力のもとで行うべきものであり、市が外部団体験員の人件費までも 無条件に負担するではない、そのような対しに対していることがもあります。とは、 (信置済み)					
する事項であるため、このような努力もサービスの内容によっては限   京いります。					
保に幸ている。 今後、市は外郭団体における実際の施設管理に係る業務内容を 精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるべき業務の範囲 を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理 者の選定にあたることが必要と考える。  本型をごとなることが必要と考える。  小郭団体独自の給与体系の 確立  「(5) 外郭団体独自の給与体系の 確立  「(5) 外郭団体独自の給与体系の では、人人員・補産・大きな、  「中の外郭団体の発生を表し、 「中の外郭団体の発生を表し、 「中の外郭団体の発生を表し、 「中の外郭団体の所において、市の人的関与の では、人人員・補産・大きな、 「中の大きな、一大のでは、一大のでは、大きな、一大の大きな、一大な、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大の大きな、一大な、一大な、一大の大きな、一大な、一大な、一大な、一大な、一大な、一大な、一大な、一大な、一大な、一大				定の質のレベルを維持しながらコスト削減を行うのは、両者が背反	て適正に積算しているところですが、今後とも適正な管理に努めて
会後、市に外郭団体における実際の能設管理に係る業務内容を 精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるやき業務の範囲 を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理 者の選定にあたることが必要と考える。 が野団体の人権費については、市の給与体系に準して支払われ でいるため、これまで人件費の削減によっぱら人員の削減に年退 職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指 定管理者制度導入の効果が受質的に市の財政負担の軽減である。 本来、各団体における給与体系は、だれぞれの団体の業種業態が関なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準しるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公 の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する 検討をしており、今回側を行った(附)八尾市へ)、村に集中を開は、 そのひとつとして「給与体系の見直」」を考えているところであるが、 当該団体のみからず、すべての外郭団体においても実力を持 が関なるため、ラ体でしては、おいてはコスト削減に関する 検討をしており、今回側を有った(附)八尾市へ)、作り、保事に応じた た適正な給与体系を確立すべきである。 人件費の負担のあり方 対面体のうきで、サベマの外郭団体においても実施事態に応じた た適正な給与体系を確立すべきである。 本が団体に支払う施度管理に関する委託料は、その核算し、 を譲自の人件会からで、サベマの外郭団体においても実施事態に応じた た適正な給与体系を確立すべきである。 もが国体に支払う施度管理に関する委託料は、その核算に、 を実に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。 しるとから、市が団体に支払う能の管理でしていることになる。 しるとから、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定している。今後、自主事業のり 第他はしているが表でして、強力を対します。 は他を持ちなりにより、経 要補地している状況であるが、本来、自主事業におりにより、経 要補地している状況であるが、本来、自主事業に対すの関係の経営 カのもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも 無条件に負担すべきではなくなのような方法は、団体の効率的連 当への取組みを題書することになりかねない。 指定管理者制度に対なで必要とも調にごきなが ら、人件要を自定することになりかねない。 指定管理者制度に対なできないませい等回体職員の人件費までも 無条件に負担すべきではなくなのような方法は、団体の効率の速 当への取組みを題言することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを急頭にご診さなが ら、人件要をも含め自主事業の保険性を適切に把握した上で当該				する事項であるため、このような努力もサービスの内容によっては限	まいります。
精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるべき業務の範囲を的確に変め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理者の選走にあたることが必要と考える。  地域経営課 (6)外郭団体独自の給与体系の 確立  が 外郭団体の人件費については、市の給与体系に埋して支払われているため、元まで人件費の削減はなると、とを十分に理解した。日本の財政負担の軽減であることとを十分に理解し、団体の管理選営上、適正な人件費が運ぐある。上を十分に理解しているとめ、これまで人件費の関連はよいでは、指定管理を影響の動産化に対いては、指定管理を影響の動産が異なるため、回体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない、指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理している外部団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善に関係を管理しているが割的域によいては、関する検討をしており、今回調査を行って(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとしてが治・特殊系の項直しき考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外部団体においても実種を制度である。本来、各団体における給与体系の項直しと考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外部団体においても実種を制に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとしてが治・特殊系の項直しと考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外部団体においては、工作を関する機に対していることになる。 自主事業については、団体となり、経験自の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に知っていては、団体としては公益や協い運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定しているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業制度、対してきないたが、市が自主事業に外る人件費を負担することにより、経費権はといいるが決定あるが、本来、自主事業に対い非面性を利益に対していて適切に対している。指置済み) 質性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。 (措置済み) 質性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。 (措置済み) 算性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。 (措置済み) 算性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。 (措置済み) 算性を含め負担のあり方について適切に対力を配けていることがも対しているにといるが、本来、自主事業に対する団体としての取組を表しているが、本質ないない、表しているによりがあるい、対しているに対しない、指置済み) 対しな状況を対しているが、本来、自主事業の対しが対しない、対しているに対しない、対しているに対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、				界にきている。	(措置済み)
を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理 者の選定にあたることが必要と考える。 が郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われ でいるため、これまで人件費の削減におもっぱら人員の削減、定年退 職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、古 定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理適営上、適正な人件費水準への見 直と実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態 が異なるため、団体ごとに確立されるできものであり、市に準しるべ き性質のものではない。指定理書制度が導入されるのを契機に公 の施設を管理運営とており、今回開産を行った、(別) 八尾市文化接貨用事業団は、そのひとつとして1 総与体系の見直しと考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においてはコスト削減に関する 検討をしており、今回開産を行った(別) 八尾市文化接貨用事業団は、そのひとつとして「総与体系の見直しと考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な総与体系を確立すべきである。 財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る 人件費者までも実質的に市が負担してことになる。 自主事業については、団体としては公益的製点から運営を行っているが利用できるため低料金に設定していることから事業相としての性格を有している部分もあります。今後も、自主事業のが同様が利用できるよう低料金に設定していることからの市民が利用できるように対している部分もあります。今後も、自主事業の方のもとで行うべきものであり、市が外町体職員の人件費までも 要補填している状況であるが、本来、自主事業は外別団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外町体職員の人件費までも 無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的適 営への取組みを阻害することになりかねない。 指置済み) 指置済み) 指置済み) 指置済み) 指置済み)				今後、市は外郭団体における実際の施設管理に係る業務内容を	
地域経営課				精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるべき業務の範囲	
地域経営課				を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理	
確立  でいるため、これまで人件費の削減はもつばら人員の削減(定年退職、人員不補充等)によって行われてきた。外期団体においては、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自定管理多別の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直しを実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理書制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外朝団体においては、国は、おいてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても実種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  「外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方」  「特別の負担のあり方」  「特別の負担のあり方」  「特別の人件費者も当後なの市長が利用できるよう低料金に設定していることから、事が自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っていることから、事が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補退している状況であるが、本来、自主事業は別用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補退しているが決力があります。今後も、自主事業のおります。今後も、自主事業の対象が関係の人件費までも、第条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的連営への取組みを配置することによりがわない。指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費を含めた自主事業の探算性を適切に把握した上で当該				者の選定にあたることが必要と考える。	
<ul> <li>職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指 定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見 直しを実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態 が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財) 八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。</li></ul>	地	域経営課	(5)外郭団体独自の給与体系の	外郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われ	市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の
定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直とを集論することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じる合き性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営上でいる外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)ハ尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても実種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に伝る、人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に行るところであるが、当該団体のようで、すべての外部団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。 市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体議員の人件費相当総をすべて含んており、団体における自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り体験であるが、本来、自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、行きのより多くの市民が利用できるように料金に設定していることから事業補助した。できる服り多くの市民が利用できるように料金に設定していることから事業補助のことから、できる服り多くの市民が利用できるように料金に設定しているが分もあります。今後も、自主事業の対策性を当めは人件費でも、大学を負担することにより、経費補頂している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体を過度の人件費でも、特定で行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費でも、無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的連営への取組みを記書でも、無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的連営への取組みを記書でも、指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該を指するといないの対象を記書された。			確立	ているため、これまで人件費の削減はもっぱら人員の削減(定年退	縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料
とを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直しを実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)ハ尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費も当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に入しては、最大までも団体が主体的に取り体験員の人件費は当額をすべて含んでおり、団体における自主事業にあります。ただ、多の市民が利用できるため低料金に設定していることから、市が自主事主に係る人件費を自担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体を経営分かのもとで行うできものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うできものであり、市が外郭団体障員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを急頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指	の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自
直しを実施することが必要である。 本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態 が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公 の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する 検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、 そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、 当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体職員の人件費はできるより、国体における自主事業に係る人件費をでも実質的に市が負担していることにより。 自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、後費・精増している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することにより、経費・特別を保持している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することにより、経費を利益している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営が入り、持定等でも関係を対している場合を受験に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であるこ	立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、
本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財) 八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」と考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきものる。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助しているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助しているが状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも、養精助しているが状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかわない。指定管理者制度に対する団体としての取組みを急頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				とを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見	また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善に取
が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体職員の人件費相当観をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定している部分もあります。今後も、自主事業の扱うが、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定している部分もあります。今後も、自主事業の扱うが、できる限り多くの市民が利用できるように料金に設定している部分もあります。今後も、自主事業の扱うが、できる限り多くの市民が利用できるようにおり、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを限害することになりかねない。指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				直しを実施することが必要である。	り組んでおります。
き性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財) 八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り体験員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業でありますので、独立採算が原則であります。ただ、多の市民が利用できるより、経り、大学を負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補助している状況であるが、本来、自主事業の外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかわない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態	
き性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財) 八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り体験員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業でありますので、独立採算が原則であります。ただ、多の市民が利用できるより、経り、大学を負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補助している状況であるが、本来、自主事業の外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかわない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべ	
検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6) 外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り体職員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業にありますので、独立採算が原則であります。ただ、実に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外野団体の経営努力のもとで行うべきものが、市が外野団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを配害することになりかねない。指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、 当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費は回動をできる。  市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体ではいる自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り、				の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する	
そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、 当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費は回動をできる。  市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体ではいる自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り、				検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、	
当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助した。できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから事業補助した。できる限り多くの市民が利用できるととにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営方のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営方力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも関係を持ている部分ものよりに対して表により、経費・大学を表により、経費・大学を表により、日本の対象を対して、日本の対象を対象を表現に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、	
大適正な給与体系を確立すべきである。  財政課  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方  (6)外郭団体の自主事業に係る人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り体職員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業にあります。ただ、多の市民が利用できるため低料金に設定していることから事業補助しているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定している。自主事業に保る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体の経営を行って、措置済み)  措定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じ	
財政課 (6)外郭団体の自主事業に係る 人件費の負担のあり方 市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体でありますので、独立採算が原則であります。ただ、多りますので、独立採算が原則であります。ただ、多りますので、独立採算が原則であります。ただ、多りであるが、本来、自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っていることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
人件費の負担のあり方 体職員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。 自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該	財	政課			外郭団体の自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り
自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該			人件費の負担のあり方		
いるため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。	の市民が利用できるため低料金に設定していることから事業補助
いるため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行って	としての性格を有している部分もあります。今後も、自主事業の採
費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				いるため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定して	算性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。
費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				いることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経	(措置済み)
無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
営への取組みを阻害することになりかねない。 指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きなが ら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該				無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運	
指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きなが ら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
ら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該					
				事業の方向性を考えていくべきである。	

財政課	(7)利用料金の検討	指定管理者制度の導入を行った場合、料金体系についても指定	本市の指定管理者における利用料金については、指定管理者へ
		管理者による設定が可能となる。指定管理者制度導入の目的のひ	のインセンティブの醸成という観点から、市条例で定める範囲内で指
		とつに、公の施設の管理に関する権限を委任し、指定管理者は利用	定管理者が長の承認を受けて定める承認料金制を採用しておりま
		許可や一定の範囲で料金を自由に設定でき、利用料は指定管理者	す。
		の収入として受け取ることができるようにすることで、指定管理者の	また、指定管理者制度により設定する利用料の範囲について
		モチベーションを高め、または、市の歳出額の削減を図ることができ	は、これまで、国の基準、市の類似施設や他団体における利用料
		<b>ప</b> 。	水準、民間における使用料水準などとの比較、均衡により設定して
		市の歳出額の削減を図るためには、まず、他団体・他施設との比	いるところであります。
		較を行い、現状を分析した上で、適正なコスト水準を把握する必要が	(措置済み)
		ある。	
		また、把握された適正なコスト水準をもとに、対象とした施設の公	
		益性・公共性等を勘案し、一定レベル以上のサービスを市民が受け	
		入れやすい利用料で提供する必要があるため、市は指定管理者制	
		度により設定する利用料の範囲は、市内の各地域における市場価	
		格等を参考に決定する必要がある。	

		<b>- 47 -</b>	
財政課	(8)施設の維持・修繕費用	公の施設の維持修繕については、大規模修繕は市が予算措置し、比較的小規模の修繕は施設の管理運営を委託されている外郭団体から支出されているがその財源は市から収受する施設管理委託料の積算として含まれているため、実質的にはすべて市が負担していることになっている。いくつかの施設を視察した結果、雨漏り対策、室内の壁補修等、最低限の維持修繕はなされているものの、老朽化に伴う大規模修繕等、本来の施設の機能を十分に果たすための修繕が施されていないのが実情である(生涯学習センター、文化会館、図書館)。これらに関する予算措置は、予算要求段階において、予算要求課及びその所管の外郭団体と財政担当との間で、予算措置に関する優先順位を十分に議論されているかによって大きく左右されることと考えられるが、無駄な歳出を排除するため、合理的な説明のつかない予算措置はできないことは想像できる。しかし、市の公の施設は竣工してから相当年数を経ており、今後ますます維持修繕コストが発生することが予想されることから、指定管理者制度の導入により、指定管理者との協定事項としてこれらの	は年次スケジュール等検討していく中、施設の経過年数や緊急性を考慮し、毎年度一定の予算措置を行なっており、また、大規模な修繕については、改修事業として実施計画に計上し予算化を図っております。また、新規建設の施設におけるランニングコスト等については新規施設建設計画と併せて調書をとり内容聴取を行っております。 (措置済み)
		負担関係を明確にすることが必要である。今後は、市全体として公の施設の維持・修繕計画を管理することによって計画的な施設の維持管理を行うと共に、突発的な事故や修繕に対処できるような体制を構築し、それらに基づいた予算措置を行うことが望まれる。他方、このような事態は施設建設の際の需要予測やランニングコストの発生予測等をどの程度の精度で行っていたかが問われるものであり、施設の機能を十分に発揮できていない現状を鑑みると、当初計画に十分検討されていないことが伺える。すなわち、施設の計画段階から施設の維持修繕に係るコストがどの程度必要なのか、それは施設建設後、何年ごとに修繕すべきか等を検討していくことが必要なのである。既存施設の必要計画の策定過程における課題を認識した上で、当該を説しては、	
地域経営課	(9)外郭団体における今後の契約のあり方	検討し、機能維持のために要するコストの中長期的にわたる試算及びより効果的な利用形態等を市全体で考える必要がある。 これまで、外郭団体は市の契約方法に準じた契約規程に基づき取引を行ってきたが、指定管理者制度導入により民間団体との競争が前提となることから、これまでの契約方法のあり方を見直す必要がある。 すなわち、これまで入札を原則とした業者選定がなされてきたが、民間における契約方法のあり方を調査・研究し、質の劣化のなきようコストダウンにつながる契約方法を探っていく時期に来ていると言える。 公の施設を管理運営してきた外郭団体は、今後、指定管理者として市の監督下におかれることとなり、自立した運営を一層求められる	料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の 自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策な し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改 に取り組んでおります。(監査の意見に対し検討を行った結果、デ
		こととなるが、取引の透明性を確保し、コストダウンにつながる契約 のあり方について検討する必要がある。	

地域経営課	(10)複合施設に関する管理のあ	生涯学習センターは、生涯学習機能(学習プラザ)と庁舎機能(健	ご指摘の内容につきましては、指定管理者との間で十分に協議
	り方	康プラザ)が複合している施設であるが、施設の管理は生涯学習課	し、管理の範囲を協定書の中で明確にしました。(措置済み)
		が行い、外郭団体(事業団)にその管理運営を委託している。事業団	
		においては施設を運営するための諸経費に関する管理を行うことに	
		なるが、施設全体に係る経費、例えば、水道光熱費等の共通経費に	
		ついてはそのすべてをコントロールすることは事実上不可能である。	
		すなわち、事業団が施設の管理コストの削減努力を行ったとして	
		も、庁舎機能である保健センターにかかる経費については実質的に	
		その管理権限はないため、削減努力が及ばない範疇である。	
		また、例えば、施設の使用許可においても施設の管理を行う課と	
		実質的に判断を行う課が違うため、施設の使用上の監督責任がどこ	
		まで及ぶかが不明確にならざるを得ない。	
		指定管理者制度においては、指定管理者が担うべき管理の範囲	
		を明確にし、協定事項として定める必要があるため、このような複合	
		施設における管理の範囲が曖昧な事項については、公の施設を管	
		理する所管課及びこれまで管理運営に従事してきた外郭団体との間	
		で十分に協議し、管理の範囲を明確にする必要がある。	

# 4. 生涯学習施設のあり方

番号	所 管 課	項目		意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポー	(1)八尾市生涯学習振	長興計画と	①基本計画「生涯学習推進体制の整備」に関して	平成18年3月に策定されました、八尾市第2次生涯学習振興計画
	ツ課	生涯学習施設		現地調査対象施設において、利用率向上のための実施事業につ	に基づき、18年度から22年度の5年間で事業の進捗状況の把握、
				いて状況聴取したところ、それぞれの施設で運営委員会等が設置さ	生涯学習推進本部・幹事会の開催、市民意識調査の実施、市民
				れ、事業が実施されているが、市全体の学習計画を意識した事業展	検討会議の開催を定期的に行い、着実に計画の推進を図ります。
				開がされていないような印象を受けた。	(措置済み)
				そこで、生涯学習推進体制の内、学習計画全体をコントロールす	
				る機能をもつと推察される「八尾市生涯学習推進本部」の活動につ	
				いて聴取したところ、当該本部は設置されたが活動はされておらず、	
				関係各課に生涯学習推進担当者を配置し、定期的な情報交換の場	
				を設ける等、生涯学習の視点による各課事務事業の見直しを行い、	
				市民の生涯学習の総合的な推進を図るという機能が十分に発揮さ	
				れていないことが判明した。	
				また、それぞれの生涯学習施設における事業については、講座	
				受講修了者の中から講師を担当させるなど、限定された利用者によ	
				る運営となっているため、計画に掲げられている民間教育事業等と	
				の連携は積極的に推進されていないように思われる。	
				現在、第二次八尾市生涯学習振興計画の策定作業が進められ	
				ているが、これまでの生涯学習計画の達成状況を十分に検討し、	
				施設間における重複事業の必要性や事業体系にそった施設の役	
				割分担を明確にする必要がある。	

# 生涯学習スポー ツ課 地域経堂課 生涯学習スポー ツ課 地域経営課

### ②実施事業に関して

実施事業は青少年会館及びまちなみセンターを除き、一定のジャ ンルに固定化している。その内容は民間カルチャーセンターが実施 |する講座内容とほぼ同様のものである。複数の生涯学習施設での||会議の開催を定期的に行い、客観的な評価を行うよう推進を図り |類似事業の実施は、市内における各地域の住民ニーズに応えるも||ます。また個々の施設の有効活用については公共施設評価の実 のであるとの見解もあるが、一方で市としての生涯学習施策の効果 施等の中で進めてまいります。(措置済み) を客観的に評価することなく実施している感も拭えない。

上記の施設の内、当初同和対策事業を目的のひとつとして建設 されたもの(人権ふれあいセンター、青少年会館及び老人福祉セン ター)がある。同和対策事業については、国の特別法が終了したも のの、なお、残された課題があることから、市は特別法終了後も、・ 般施策の活用により同和問題解決に向けた取組みを行う方針を持 っており、施設の利用に関してもその方針はある程度反映されるも のとなると考えられる。

これらの施設についてはその歴史的経緯から利用者が一部の住 民に限定される傾向にあったが、現在、これらの施設を含め、生涯 学習施設について市全体での利用促進がすすめられており、生涯 学習計画に則った事業推進にあたり、それらの施設が担うべき役 割を改めて見直し、施設の有効活用が図られるべきである。各施設 の当初の設置目的はそれぞれ異なるが、それぞれの施設の特徴を 活かしながら、重点的に実施すべき事業の位置づけを明確にする ことにより、市全体としての生涯学習機能のさらなる発揮が望まれ

### ③施設の利用状況に関して

それぞれの施設においては、事業が長期にわたって定着している という点で一定の効果をあげているようにも思われるが、実施事業 への参加者が固定化する傾向にあり、施設の利用者が限定されて いる側面も否めない。

|に反映させていく体制作りを構築すること、これまでの事業の整理を | み) |行い、市として次世代に承継していくべき事項を事業としてどのよう に実施していくかを検討する等、より多くの市民が参加できるよう、特 色のある事業展開が望まれる。

なお、各施設については、市民にとってその利用に関して公平性 が十分に保障されているかどうかという観点から、施設の役割を十 |分に果たしているかどうかを評価し、今後の生涯学習推准と施設の 有効利用を検討する必要がある。その際、公の施設は「何のために あるのか」という根本的課題を問い、初期の目的が達成されたなら ば、廃止も含め他への転用を考えるべきである。

八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5 年間で事業の進捗状況の把握し、年度ごとの施策の効果を検討 1. 生涯学習推進本部・幹事会や市民意識調査の実施、市民検討

八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5 年間で事業の進捗状況とあわせ、施設の利用状況にも実績を調 査し、生涯学習推准本部・幹事会、市民検討会議などで公表し、よ り効果的な施設の利用についての検討を定期的に行い、着実に 計画の推進を図ります。また個々の施設の有効活用や評価につ 今後の学習計画の効果的な推進においては、市民ニーズを計画 いては公共施設評価の実施等の中で進めてまいります。(措置済

		<del>-</del> 51 -	
生涯学習スポー	(2)今後の生涯学習施設の運営	今後、生涯学習施設を運営するにあたっては、既存施設の有効	八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度
ツ課	にあたって	利用やコスト削減効果を狙うという観点から、市内 29 箇所に設置さ	の5年間で生涯学習の情報の収集に努め、関係各課や市民にPR
		れている小学校舎の有効活用や利用者による清掃活動や PR 活動	できるような、体制を整備し、冊子や窓口の設置を行うよう計画し
		についても検討することが望まれるが、以下の点に留意すべきと考	ました。進捗状況の調査、生涯学習推進本部・幹事会の開催、市
		える。	民意識調査の実施、市民検討会議の開催を行うと共に、総合的に
		① 市全体としての生涯学習計画の具体的事業実施の体系化とそ	計画の推進を図ります(措置済み)。
		の PR	
		各施設における成功事例(受講者数の多い講座等)を市内全域で	
		受講できるような仕組みづくりを行い、それらを全住民へ十分に周知	
		する PR 活動が必要不可欠である。この取組みは既存施設の活用	
		(あるいは廃止)や民間業者等との連携、他市等との連携への波及	
		効果が考えられる。	
		② 市と民間との役割分担	
		市が重点的に実施すべき事業と民間主導で実施すべき事業を仕	
		分けし、それぞれの強みを発揮する。また、市は全体の事業がスム	
		一ズに行いうるようコーディネートする。	
		③ 市全体としての生涯学習推進体制の強化	
		いわゆる縦割り組織の弊害を排除するためにも、各課における生	
		涯学習計画の進捗状況を市全体として総括し、各課で情報共有でき	
		るような組織体制が必要である。	
		④ 事業の継続的効果評価の体制構築	
		事業の効果を継続的に評価する体制を構築し、タイムリーな事業	
		展開が行えるようにする。	

# 5. 契約事務について

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課 生涯学習スポー ツ課	(1)入札について		①市場価格の把握市は建設工事や物品購入以外の業務委託の入札を実施する際には、標準的な単価に関する指標がないということから、業務委託金額(予定価格)の積算を行っていない場合が多い。このことは、事業団においても同様であり、平成 16 年度の業務委託の入札に際しては、過去の契約金額を参考にするだけで、仕様書に応じた、市場価格の把握は行われていなかった。入札の目的は、適正なコストを算出し、その算出した金額(予定価格)に対し、一定の品質を確保しつつ、公正かつ有利な契約を締結することにある。コストの削減度合いを把握するためには、適正な市場価格の把握が必要であり、今後、入札手続きを実施する場合は、予定価格を適正に算出した上で、入札手続きを実施することが望まれる。	(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。
	文化振興課生涯学習スポーツ課			②入札の形骸化の可能性 文化会館及び生涯学習センターにおける入札結果は以下のとおりである。なお、予定価格については、規程上、事前・事後とも非公表となっている。 予定価格内での入札業者は 1 社のみであり、予定価格内での実質的な価格競争がないに等しい。また、すべての入札において同一の業者が常に最低価格を投じるのは、あらかじめ、入札参加業者間では、契約業者が決まっており、それ以外の業者は受託意思もなく入札するかのような印象を受ける。 そこで、現在の契約規程を前提とするならば、今後とも、談合及び癒着を防止するとともに、受注意欲のある参加業者による公正な価格競争を促進するため、入札参加条件の緩和を含む入札参加業者数の拡大、予定価格の事前公表、現場説明会の廃止、公正取引委員会への不自然な入札事例の報告などすぐにでも実施可能な措置を速やかに講じ、ひいては、国が推進する電子入札システムの導入を図るべきである。	(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。

	<b>– 53 –</b>	
文化振興課	③入札の効果	(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センタ
生涯学習スポー	平成 16 年度の途中において市が直接運営する施設についてク	「一の指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、指定
ツ課	ループ入札を実施した。	管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。
	グループ入札は、市の保有又は利用する施設に関し、施設の所	ī
	在地に応じ、1 グループあたり3 施設から13 施設の3つのグループ	β (
	に区分し、1 つのグループに含まれる施設全ての清掃業務を 1 業者	<u> </u>
	に委託するというものである。	
	グループ入札の結果、現地調査を実施した施設の契約金額は、	
	衛生処理場は 167 千円/月から 124 千円/月(25.7%減)、八尾図書	<u> </u>
	館は 211 千円/月から 150 千円/月(28.6%減)、志紀図書館は 16	7
	千円/月から 135 千円/月(19.5%減)となり、入札の効果が発揮され	L
	/t=。	
	設備保守や清掃など同種の業務でも管理主体によっては、競争	<del>)</del>
	入札でなく随意契約で行っている場合が多いが、今後は、業務内容	
	や金額の重要性を勘案し、入札によるコスト削減や業者の入札参加	
	の公平性を検討する必要があると思われる。	
	また、事業団においては一般競争入札により、入札を実施してい	
	るが、10者程度の限られた業者のみが入札に参加している。入札	
	情報の周知方法を検討し、入札参加業者を増やすことで、入札不	
	調の場合、直ちに随意契約に移行するのではなく、業者を入れ替	
	え、再入札を実施することなどを検討する必要がある。	

文化振興課 生涯学習スポー ツ課 (2)随意契約について

①随意契約の合理的理由がない

随意契約に付された業務の選定理由を確認したところ、事業団及 ンタ び振興会の契約の多くで、「契約の性質又は目的が競争入札による 指定方法に適しない契約をするとき」とされていた。その契約業者をみる す。と、過去に実施した入札での落札者に継続して発注し、なかには、施設の開館以来、継続して同一業者に委託している場合がみられた。

しかし、警備・清掃・設備保守に関して言えば、その施設の特色により業務内容に違いはあるが、総じて業者間の技術・品質の差異は小さく、また、業者も複数存在するため、他業者による代替可能性は高いものと思われる。現在、3年ごとに入札し、その間は随意契約としている場合においては、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」を理由にするのは、随意契約理由としては誤解を招くこととなるため、現行規程の改定が望まれる。

また、長期継続契約については、地方自治法の平成16年11月 改正を受け、リース契約等特定の業務を対象として平成17年4月1 日施行の条例により認められるに至った。しかし、平成16年度の契 約当時は、市及び市の外郭団体の財務規則や契約規程には何らの 定めもなかった。したがって、同一業者との間で随意契約を更新する という方法により、実質的な長期継続契約を締結することは、契約事 務手続上問題である。

確かに、入札初年度に特殊な機械設備を新規に導入するなど、落札業者の初期投資を考慮することを要する事例(衛生処理設備や図書館システム等)では、入札業者との間で、入札後の4-5年間は随意契約を繰り返すことを前提に入札を実施する方が、入札初年度の契約金額を安価にし得ることもあろう。しかしながら、入札後に同一業者と長期に随意契約を継続している業務の契約記録を精査しても、果たして、落札業者の初期投資を検討すべき事例に該当するか否か、また、入札予定価格及びその後の随意契約金額を決定するにあたって受注業者の初期投資をいかに考慮したかについての記録は存在せず、事後的な検証は不可能であった。このように入札後に同一業者との間で随意契約を繰り返す合理的根拠を示す記録が存在しない状況では、外部の市民からみて、市及び市の外郭団体が必要以上に随意契約業者の既得権益を保護し、他業者の新規参入の機会を不当に妨げているのではないか、という疑問を生じかねない。

そこで、現行の契約規程を前提とするならば、公正かつ有利な契約を締結するため、市及び市の外郭団体は、安易な随意契約理由の適用を改め、競争入札を採用するなど、厳格な運用が求められる。そして、入札翌年度以降に同一業者と随意契約を繰り返す場合には、随意契約理由についての事後的な検証を可能とするため、経済的合理性の観点から有利と判断した具体的な考慮事情や検討経過を記録し保存するとともに、少なくとも3年に1回の頻度で入札を実施するのが望ましい。

(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、 指定管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。 文化振興課 環境施設課 生涯学習スポー ツ課

### ②比較見積書をとっていない

じた手続により公正かつ有利な契約を締結するため、市の規則上は 興課) なるべく2者以上から見積りを徴することが原則とされているが、比 |較相見積書を徴していない契約がみられた(衛生処理設備運転管|随意契約の相見積りについては現在適正に取得しており、契約締 理業務委託料)。

事業団及び振興会においても、「理事長の承認」があれば比較見してまいります。(環境施設課:措置済み) 積書の省略も可能であるとの契約事務規程を根拠として、事業団及 び振興会では理事長の承認の上、比較相見積書を省略する扱いが なされていた。

しかしながら、このような運用は、前述の理由と同様に、いずれも 合理的な理由がない。

そこで、随意契約においても、実質的な価格競争を確保すること により、公正かつ有利な契約を締結するため、安易な例外規定の適 用を改め、比較見積書を徴取するという原則的な運用を厳格に適用 することが望まれる。

(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約の方法に 随意契約を締結する場合でも、競争による契約締結の手続に準一ついても、契約規程の見直しの中で検討してまいります。(文化振

結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、改善を図

## 環境施設課 八星図書館

### ③比較見積が形骸化している可能性

八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧し 対応する資 たところ、形式的には 2 者以上の比較見積書を徴しているが、同一 業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化している いります。 と推測される場合がある。

契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用され、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されているように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような印象を受ける。

そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を 省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他 業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価 格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を 締結すべきである。

また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でない。そもそも2者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による契約締結の手続に準じた手続により、公正かつ有利な契約を締結するためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探るためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の数値が記載されているべきであると考える。

契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認しようとしても、入手過程についての記録が全く編綴されていなかった。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。

業者の選定にあたっては、契約の目的、内容に照らして、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する潜在的な業者が算入できるよう、契約手続きの透明性の一層の確保の改善を図ってましいます。

# 6. 現地調査対象施設特有の事項

# (1)八尾市立衛生処理場

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番	号 所管課	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
	環境施設課	③衛生処理設備運転管理業務委 託料の積算の妥当性		も適正な手続きに努めてまいります。また委託料の積算に係る人件 費の適正な水準については、これまでにおいても精査を図っており ますが、今後も引き続き調査・研究を進めてまいります。(措置済
:	2	⑥契約関係	修理用原材料は、設備部品の取替え材料(ポンプ部品等)であり、本来、需用費「消耗品費」として予算設定すべきものであった。 今後、誤りのないよう予算設定すべきである。	ご指摘の修理用原材料の支出につきましては、現在予算計上は ありませんが、今後適正な科目配当を的確に判断し、処理を行い ます。(措置済み)

番号	. 所管課	項	目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼動状況		市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10万トン程度となる。 搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1日あたりの処理量は設備能力 275klまで稼働している日もあった。 ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賄いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。 なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。	をふまえ、他市との連絡調整を行いながら、処理体制整備を図り

環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留	大阪府下施設長協議会実務担当部会の研修会のテーマのひと
		槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄	つとして、「平成19年1月をもってし尿等一般廃棄物の海洋投棄が
		の手続きを行っている。しかし、「1972年の廃棄物その他の投棄によ	禁止されることに伴う影響と対処について」を、大阪府主催で情報
		る海洋汚染の防止に関する条例の 1996 年議定書」(ロンドン条約 96	交換を行い、府下統一的な処理を行うべく、引き続き検討してまい
		年議定書)等を踏まえ、平成14年2月1日に施行された廃棄物の処	ります。
		理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防	
		止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 14 年政令第 2	
		号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止さ	
		れ、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者につ	
		いても5年間の適用猶予の後、平成19年1月末までに禁止すること	
		とされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されて	
		いるし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着	
		実かつ計画的に行うことが急務となっている。	
		このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握	
		しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末	
		処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り	
		早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通	
		知が、国から大阪府に対しなされている。	
		市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄	
		物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを	
		今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が	
		多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような	
		事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件	
		として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。	
環境施設課	④浄化層汚泥の搬入料金	現在、衛生処理施設に浄化槽汚泥を搬入する際に業者から徴収	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関す
		する料金は、八尾市立衛生処理場条例により、平成7年2月までは	る特別措置法」の施行後、府下各市の多くは浄化槽汚泥の処分に
		1.8 キロリットルにつき 500 円、同年 3 月以後 1,000 キログラムにつき	かかる費用を無料としており、当市においても下水道処理区域内
		150 円以内と定められている。料金改定時には、市内の許可業者と	人口普及率が65%を越え、今後も浄化槽汚泥の減少が進む中に
		協議し、近隣市町村の処分手数料を参考にし、決定したとのことであ	おいて、平成18年4月1日、条例の一部改正により搬入料金を廃止
		る。	いたしました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての
		現状の水準が近隣自治体における料金設定やコスト負担との対	判断により、対応方針を確定)
		応関係等を総合的に比較検討して妥当かどうか判断する必要があ	
		り、これらを勘案して業者から徴収すべき料金を決定すべきであ	
		<b>ప</b> 。	

 ı	T -		
環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担	衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体で	し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥につ
	率	ある(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市	いても、平成18年度より廃止いたしました(前項④参照)。
		は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同	施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委
		公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料	託等の経費も含め、費用対効果を、今後も適正な水準の確保に、
		となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を	改善を図ってまいります。
		考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算	なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や
		内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度	下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的
		からの分析が必要である。	配慮を勘案し、慎重に検討してまいります。
		さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償	
		却費及び支払利息を含め 456 百万円となっているが、これに上記委	
		託料 772 百万円を加えた総額 1,228 百万円を衛生処理に係るコスト	
		ととらえ、し尿等取扱手数料 181 百万円の妥当性を検討する必要が	
		ある。	
		施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の	
		経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適	
		正な手数料水準を探っていくべきである。	
環境施設課	⑥契約関係	随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録し	契約締結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、
		ている団体から見積書を入手する業者を選定しているが、その選定	改善を図ってまいります。
		基準は特段定められていない。契約の状況について調査した結果、	
		毎回特定の業者から見積書を入手し、結果的に契約を締結する業	
		者は固定されているのが実情である。	
		複数の業者から見積書を入手することの意義は、費用の積算の	
		妥当性を検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状	
		のような手続きではその効果を期待することは困難と考えられる。	
		契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が	
		存在するかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随	
		意契約理由が存在する場合であっても、受注意欲の乏しい見積書	
		3 またの田中ルが日廷書相山衆老明の沙のナけょナフォル 日	
		入手先の固定化や見積書提出業者間の談合を防止するため、見	
		大手元の回定化や見損者提出来有同の設合を防止するにめ、見   積書入手先業者名簿の充実に、公正な選定基準の設定、想定され	
		積書入手先業者名簿の充実に、公正な選定基準の設定、想定され	

# (2)八尾市立図書館

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾図書館	①図書館システム整備のための 数値基準と八尾市の実態	日本図書館協会図書館政策特別委員会による「公立図書館の任務と目標」(以下、「任務と目標」という)によれば、図書館システム整備のための数値基準が示されている。 望ましい基準については、それに達していないからといって直ちに改善すべきものではないが、市が独自で実施している利用者アンケート調査により、利用者ニーズを把握し、図書館サービスの改善につなげていくべきであろう。	図書館サービスの向上については、平成15年度に策定した「八尾市図書館サービス計画」に基づき、着手可能なサービスから順次取り組んでおり、利用者ニーズに対応する図書館サービスの充実を図っております。(措置済み)
		②八尾図書館の施設の現状	八尾図書館について現場視察を実施したところ、施設の古さ、階段や段差の多さ及び図書の保管状況の環境の悪さが気になった。 八尾図書館の建物は、昭和36年に八尾市農業協同組合(現大阪中河内農業協同組合)の施設として建てられ、築40年以上を経過している。図書館として建てられたものではないため、車いす用の昇降機や障害者用トイレは備えているが、エレベータはなく、2階以上には階段でしか移動できない。閲覧室が狭く十分な量の図書を書架に並べられないため、書庫保管の図書については端末で検索し、司書が書庫より取り出す必要があり、図書の利用や貸し出しに時間を要する場合がある。蔵書の多くは書庫に保管しているが、空調設備等が十分でない、または、空調を利用時間以外は切っているため、保管状況が悪く図書の保存に影響を与える可能性がある。建物全体として、古びた印象があるため、薄暗い印象を与えるといった悪印象が強く残った。「公の施設」を含む公共施設に対する市の調査結果を受け、現在進められている施設の更新に関する検討では、利用者の安全性や利便性の確保が求められているが、上記の状況も踏まえ、さらなる研究、具体的措置についての検討が望まれる。	近のレイアウトの変更等を行い、少しでも快適に利用できるよう、
		③複合施設のあり方	山本図書館は、山本コミュニティセンターの1~3階に設置されており、施設管理はコミュニティセンターの所管課である自治推進課があたっている。そのため、図書館施設の運営保守や維持修繕に関するコストが把握されていない。その結果、施設の管理コストに関して意識しにくい状態である。 施設を運営管理していく上で、適切なコストを把握することで、施設の適切な使用及び修繕に関する意識が高まり、また、施設の改廃に関する意思決定に資するものとなるため、なんらかの合理的な基準を策定し、それに基づき適切なコスト把握を実施すべきである。	建物の維持管理経費は、当然、貸出コストに反映されるものですが、複合施設であるため、図書館費に計上されていないので、決算等の貸出コストに表れていない面がありましたが、夜間開館等の新規サービスを行う際には、山本図書館の維持管理経費も計上し、コスト計算を行っており、今後とも管理コストの把握に努め、図書館の管理運営に反映させてまいります。

# (3)八尾市文化会館

		<del>,                                      </del>	
文化振興課	②自主事業の状況	事業団の収支は市からの受託事業と自主事業等によるものに大	平成18年度からの指定管理者制度導入に伴い、従来の市の受
		別される。前者は実費精算を原則としているため収支均衡すること	託事業が事業団と市の共催事業として実施されることになりまし
		から、事業団の財政は自主事業等の採算性に大きく影響される。自	<i>t</i> =。
		主事業に携わる職員の人件費相当は、施設管理受託収入により賄	また、利用料金制の採用により、入場料収入も指定管理者が収
		われており、当該事業に係る収支実態を明らかにするには、これら	受できるものとしたため、受託事業と自主事業の差異はほとんど
		の人件費相当額を収支に反映させる必要があるが、その場合、収支	なくなり、両事業とも収支採算が事業団経営に直接波及します。
		差額は悪化することになる。	名義主催事業については、従来は事業団が施設使用料を負担し
		なお、事業団において自主事業の収支差額がプラスとなった場	ていましたが、今年度からは、施設使用料は負担しない形で名義
		合、当該金額は市の負担を軽減すべき金額として、事業団は施設管	のみの付与で事業を実施することに変更しました。
		理受託収入の内、収支差額相当分を市に返還しており、収支差額が	自主事業については、施設の設置目的である芸術文化の振興
		プラスであった平成 12 年度から平成 14 年度までの市への返還額の	に寄与するため、質の高い音楽等の舞台公演を中心に事業展開
		累計は 15 百万円である(平成 12 年度 6 百万円、平成 13 年度 8 百	を行っていますが、今年度からは利用料金制が導入されたことに
		万円、平成 14 年度 1 百万円)。	より、採算性については、施設使用料収入等全体的な収支の中で
		また、自主事業の内、共催事業及び名義主催事業については、	バランスを取ってまいります。
		民間団体等との共同事業であり、文化振興の推進を促す目的から、	
		事業団が利用者にかわって市に施設使用料を支払っているが、赤	
		字でもなお事業を行う必要があるのか等、施設使用料負担の是非	
		や自主事業のあり方を見直す必要がある。	
		事業団は八尾市文化会館の他、生涯学習センターについても管	
		理運営しており、指定管理者制度導入により、指定業者となるべく、	
		平成 16 年 4 月 1 日付けで法人内に「経営改革検討委員会」を設置	
		し、文化会館部会及び生涯学習センター部会を設けて検討してい	
		る。文化会館部会は委員会設置から平成 17 年 9 月 13 日までの期	
		間で検討会議を33回開催し、具体的対応について検討しているが、	
		市受託事業以外の事業の採算性については、平成 14 年度の包括	
		外部監査においても指摘されており、今後、早急に対策を講じる必	
		要がある。	
文化振興課	③契約事務	見積書の入手業者は毎回固定しており、見積額についてもほぼ	事業団では、指定管理者にふさわしい契約規程に全面改正する
		毎回同額である。事業団担当者によれば、舞台に使用する備品管	予定ですが、当面の措置として、指摘のありました業務について
		理や様々なニーズに応えてくれる業者は選定された業者以外にない	は、比較見積業者を変更して、見積書を徴取いたしました。(措置
		とのことであるが、過去3年間の状況から業者選定手続が形骸化し	済み)
		ている感が拭えない。	
		随意契約にて契約業者を選定する場合、比較見積業者数を拡大	
		するとともに、上記の如く、毎回同額の見積額を提示する受注意欲	
		のないと考えられる見積業者は変更を検討すべきである。	
 l .	1		

文化振興課 ④文化振興施設の管理運営

文化会館は、建設の経緯にもあるように建物の設計段階から市 民が参加しており、現在 26 の鑑賞事業(音楽、舞踊、ミュージカル、 演劇、古典芸能等)、河内音頭やおフェスタ等の事業の実施、市民 の文化活動の場の提供として貸館事業を展開している。

当該施設については、現在、市の外郭団体である事業団によって 管理運営されているが、文化会館の重要な機能のひとつである施設 した。 の音響や舞台装置の設定等に関してはノウハウを持った特定の業 |者に再委託しており、指定管理者制度導入にあたり外郭団体の今後| る市民文化の創造、振興や芸術文化振興プランの推進について の役割について整理する必要がある。

すなわち、事業団が「個性豊かな市民文化の創造」を目的に設立 すめてまいります。(措置済み) された団体であり、個性豊かな市民文化を創造するために様々な文 |化活動を振興し、質の高い鑑賞事業を提供する「企画・制作機能」が |最も重要な機能であるが、それは事業の実施、いわゆる「ソフト面 | に関する機能である。指定管理者制度においては、施設の管理運営 に関して指定管理者を選定するものであるが、このような公共文化 施設に関しては、業務の範囲を明確にして、指定管理者を募集する 必要がある。

市は平成 10 年 3 月に「文化振興ビジョン」を公表して以来、平成 15 年度にかけて「文化のまちづくり講座」を開催し、文化振興推進プ ランの策定会議を平成 15 年 12 月から平成 17 年 2 月まで行い、「八 尾市芸術文化振興プラン」の公表に至った。

振興プランにおいては、「芸術文化振興の具体策~今後5年間で 実現を目指すもの~」が示されている。それは、「鑑賞する機会の 多いまちを目指すために「創造する機会の多いまちを目指すため に」「『鑑賞』と『創告』をつなぐ・ひろげるまちを目指すために」の3つ のそれぞれについて、「指標と課題」、及び「具体的なプラン」が示さ れている。これらの具体策を効果的に推進していくためには、その 拠点施設となる文化会館の運営が重要となってくるが、指定管理者 制度導入に際しては、この点を十分にふまえ、現行の施設の維持 管理及び事業展開におけるメリット・デメリットを十分に検討した上 で、指定業者の選者を行う必要がある。

文化会館では、平成18年4月からの指定管理者制度導入にあた り、「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例 | 附則第2項の規定により、(財) 八尾市文化振興事業団を指定 管理者候補として選定し、市議会の議決を経て、指定しました。

指定期間は、平成21年3月までの3ヵ年であり、平成21年度には あらためて指定管理者を選定する必要があります。選定に向けて 事業と施設管理についての仕様書の検討や施設の設置目的であ 指定管理者が果たす役割について整理し、次期選定の準備をす

# (4)八尾市生涯学習センター

番	号 所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
	生涯学習スポーツ課	①施設の稼働状況	研修室等はおおむね利用率は高いといえるが、料理室や試食室、和室など極端に利用率の低いものもある。利用者ニーズにあった講座の開催等により、利用率を向上させる方法を検討すべきである。	利用料金制の導入により、施設の利用率を上げ、利用料金の増収を図ることは、指定管理者の存亡に関わる課題です。18年度から指定管理者と共に利用率の低い部屋について、多様な講座の開催を検討すると共に、それらの部屋を使用した講座修了生のサークルを育成する等の方策を検討してまいります。
	生涯学習スポーツ課	②貸室及び設備等の有効利用 の有効利用	生涯学習センター内を視察した結果、当初の使用目的どおりに利用されていない設備が散見された。特に、1 階部分の〈かがやき〉インフォメーション部分は、当初、施設のメインにおかれ、パンフレット等に記載されている設備が撤去される、あるいは、修繕されず使用不可の札が貼られているなど、本来の利用目的を達成できていない。また、これとあいまってコスト削減のため、照明を暗くしているため、施設に足を踏み入れにくい印象を与える。いずれの設備も利用方法が限定されるため、改造しなければ他の目的に利用できない。建設時の計画策定時において、設備の利用に関する長期的な観点からの検討が十分にされていなかったと言わざるを得ない。今後、施設の利用目的を再検討し、設備の要・不要の検討を実施し、必要と思われるものについては、適切な修繕及び管理を実施することが望まれる。	してまいります。

		- 65 <del>-</del>
生涯学習スポー	③目的外使用施設	健康プラザでは、八尾市財務規則第 144 条の規定により、生涯学 過去の経過や他市の状況、休日急病診療所をはじめとした各事
ツ課		習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、 業等への影響等も勘案しながら、関係部局及び関係機関との協議
健康管理課		(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤 を進める中で、方向性を研究してまいります。
		師会が利用している。
		上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力を
		するともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与され
		ている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわ
		け、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や
		予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休
		日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務を
		委託している。
		このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O
		-157 など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連
		絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センタ
		一の一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第6条
		第2項の規定により使用料を免除している。
		八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常
		は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年
		毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団
		体に使用許可を与えている。
		また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市
		が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で
		施設の使用許可を出している。
		しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っ
		ているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考え
		られる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外
		使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目か
		ら見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を
		徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求
		められる。

		- 60 -	
生涯学習スポー	④経費の按分(健康プラザ)	八尾市生涯学習センターは、所管課が生涯学習課の学習プラザ	八尾市文化振興事業団では、生涯学習センターの指定管理者とし
ツ課		及び健康管理課の健康プラザの2つの課によって利用される複合施	てより一層効率的な施設管理を行うため、健康管理課と協力して、
健康管理課		設である。当施設全体の運営管理は生涯学習課で行っており、施設	光熱水費等のコスト削減の実施に努めてまいります。なお、健康プ
		の維持管理に関する支出は予算上も決算上も生涯学習課で計上さ	ラザ部分の管理については合わせて管理する旨協定上明確にし
		れる。	ております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判
		各建物は地上部で 2 つに分かれてはいるが、駐車場は共用して	断により、対応方針を確定)
		おり、また、水道光熱費等のメーターは分離されていないため、各建	
		物の使用料や共用部分の使用料は不明である。このような複合施	
		設で、コスト管理を実施しようとした場合、コスト負担部署でコスト削	
		減の努力をしても、もう一方の利用部署の使用状況によっては、コス	
		トの改善ができない可能性がある。コストを削減するには、コストの	
		適切な管理やコストに対する職員の意識を高めることが重要であり、	
		そのための工夫を講じることが求められる。	
		また、健康プラザに関しては、健康管理課の庁舎機能を有してお	
		り、指定管理者制度の導入時に、直接運営するか、現在と同様に	
		委託するかの選択が必要である。その場合も、適切な管理コストを	
		把握した上で、効率的な行財政運営をめざし、検討することが求め	
		られる。	

# (5)八尾市立屋内プール

# (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番	号 所管課	項	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
	生涯学習スポーツ課	②契約関係	イ. すべて比較見積書を徴していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況は概ね良好といえるが、全体として利用者数が減少してきているため、稼働率向上のための施策を検討すべきである。	全体として利用者数が減少してきているが、日曜など時間延長に て利用者増に取組んでいます。今後も稼働率向上のための施策 を検討してまいります。(措置済み)
2		②契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考える。また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条 1 項 8 号を理由にするのは拡大解釈と考える。 浄化槽(合併型)維持管理業務については、浄化槽施設の管理業務の委託契約は市の環境部において入札し、単価等の基本的事項について協定されており、それに従わざるを得ないため、当該理由は妥当と考える。 ろ過設備保守点検整備業務及び昇降機保守点検業務の委託契約先は対象設備の設置業者であること、昇降機保守点検業務については昇降機内の監視業務とセットとなっており、また、金額が 130 万円未満のため、いずれの随意契約理由も妥当と考える。しかし、昇降機保守点検業務については昇降機の保守点検のみの委託であれば、設置業者以外の業者への入札も可能であると思われる。	今後、契約のあり方について協議してまいります。
			ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた 屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐと の考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。 同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営 面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めない が、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を 妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる 危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒 着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。 これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごと に変更することが望まれる。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

# (6)八尾市立総合体育館

# (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項	目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係		イ. すべて比較見積書を徴取していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況を見る限りは、おおむね稼働状況は良好といえる。 なお、特定のスポーツに限定される施設については、今後多目的利用も 視野に入れ、利用促進を図るべきと考える。また、利用実績が減少傾向にあ る施設については利用者ニーズに応じた転用を検討すべきである。	利用者ニーズの調査など行い、新規事業も実施し、利用促進を図っています。
2		②自主事業	平成 14 年度はその他事業及び 30 周年記念事業において収支差額はマイナスとなっているが、スポーツ教室はおおむね収支均衡、フィットネス事業は収支黒字となっている。特に、フィットネス事業に関しては、平成 14 年度包括外部監査の意見をふまえ、フィットネス事業の運営委託業者との契約内容を検討した結果、従来の固定額による契約から利用収入に応じて変動する契約(利用収入の 95%相当を業者へ支払う)に 14 年度から変更していることが功を奏している。当該契約方法については、積極的に活用すべきである。	18年度も継続した契約方法で、契約を行っています。(措置済み)
3		③契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務については、委託内容については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考える。 また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条1項8号を理由にするのは拡大解釈と考える。 ウ. 結果的に竣工当時から契約している業者が選定されていた	競技場等管理業務については、開館からの習得された技術や設営ノウハウがあり、利用者とのコミュニケーションも図られ公共施設として望ましい関係となっているので、植栽等管理業務とともに競争入札については慎重に検討します。
			7. 結果的に吸工当時から突和している集者が進走されていた。 総合体育館を開設した当時からの同一業者と継続して委託契約を締結していた。同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、 運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

# 7. 現地調査対象外施設に関する事項

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課		八尾シティネット株式会社は市の外郭団体ではあるが、株式会社 形態をとる以上、採算性を重視した経営を行わなければならない。 すなわち、管理委託施設及び所有施設に係るコスト分析を実施し、 最適なコスト水準となっているか、相当の利用料金を徴収できている か等を他市、同業他社、立地条件等との比較検討を含め、検証する 必要がある。 その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が 想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対 策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関 与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を 検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。	車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向けた検討を行ってまいります。